

パートB

第 章：官庁による手続

序 文

本章は、協定、議定書又は規則について、標章の登録に携わる締約国の官庁に関するあらゆる問題を扱う。

官庁は、本国官庁、締約国の官庁又はその他の関係官庁として、国際出願又は国際登録にかかわることとなる。

(a) 本国官庁として：

国際出願は本国官庁に提出された基礎出願又は基礎登録に基づかなければならず、本国官庁を通じて提出されなければならない。さらに、国際登録は、最初の5年の間は基礎出願（若しくは基礎出願から生じる登録）又は基礎登録に従属するため、本国官庁は、基礎出願、基礎出願から生じる登録、又は基礎登録に影響を及ぼす変更が生じた場合にはそれらをすべて国際事務局に通報しなければならない。さらに、様々な申請書が本国官庁を通じて提出できる（なかには本国官庁を通さなければならない申請もある）。このような申請には、事後の指定、国際登録における変更又は取消しの記録の申請及び国際登録の更新が含まれる。

(b) 指定された締約国等の官庁として：

国際登録は、出願人又は名義人によって指定された各締約国等の官庁に通報される。当該官庁が関係締約国等において保護が適用されないと判断した場合には、当該官庁は、協定及び議定書に定められた期間内に、国際事務局にその旨を通報できる。また当該官庁は、当該締約国における国際登録の効果が後に無効となった場合にも、国際事務局にその旨を通報しなければならない。当該官庁はまた、該当する国内又は広域登録が国際登録に代替されるとみなされる場合には、名義人の申請に応じてそれを当該官庁の登録簿に記録しなければならない。

(c) その他の関係官庁として：

国際登録の名義が変更し、しかも新しい名義人（又は譲受人）が、その国の官庁を本国官庁とする締約国以外の締約国等を通じて国際登録を所有するのに必要な関係（国籍、住所又は営業所）を主張する場合には、本来、本国官庁を通じて提示される様々な申請を新しい名義人の締約国の官庁を通じて提示することができる。このような官庁は「その他の関係官庁」と呼ばれる。

本章ではまず最初に、本国官庁（又はその他の関係官庁）としての官庁に影響を及ぼす事欄を扱い、そして次に指定締約国等の官庁としての官庁に影響を及ぼす事欄を扱う。

本国官庁による手続

国際出願

A1条(2)

P2条(2) **01.01** 標章の国際登録のための出願は、本国官庁を通じて提出しなければならない。したがって、官庁が最初に国際出願に係わるのは、国際事務局へ国際出願を提出する旨の申請がなされるときである。

規則11(7) **01.02** 出願人が、国際出願を本国官庁を通さずに、直接国際事務局に提出した場合には、国際出願として扱われないこととなる。国際事務局は願書の内容をいっさい審査せずに、そのまま発送者へ送り返す。

国際出願の種類

02.01 国際出願は、協定のみに支配されるもの、議定書のみに支配されるもの、又は協定と議定書の両方に支配されるものに分かれる。これら3種類の出願に応じて適用される規則が異なる。したがって、国際出願の申請を受理した官庁は、その国際出願がどの国際出願に該当するかを決定しなければならない。これは、当該官庁及び国際出願の願書に記載されている指定締約国に適用される条約の種類（協定又は議定書）によって決まる。

02.02 原則として：

- 本国官庁が協定のみに拘束される国の官庁である場合には、国際出願は協定のみに支配される。これは、（その国が議定書にも拘束されているか否かに拘わらず）協定に加盟している国のみが指定されうことを意味する。

- 本国官庁が議定書のみに拘束される国又は機関の官庁である場合には、国際出願は議定書のみに支配される。これは、議定書に加盟している国又は機関のみが指定されうことを意味する。

- 本国官庁が協定と議定書の両方の拘束を受ける国の官庁である場合には、国際出願がどちらの支配を受けるのかは、どの国又は機関が指定されているかによって決まる。指定国が議定書にも加盟しているか否かに拘わらず、協定に加盟している限り、国際出願は協定に支配される。これは、いわゆる「保護条欄」（議定書第9条の6）に準拠したものである。指定国が議定書のみに加盟しているか、又は機関が指定されている場合は、国際出願は議定書に支配される。

02.03 したがって：

- 指定締約国のすべてが（そのうちのすべて又は一部が議定書に加盟しているか否かに拘わらず）協定に加盟している国である場合には、国際出願は、協定のみに支配されることとなる。

- 指定締約国のすべてが議定書のみに加盟している場合には、国際出願は、議定書のみに支配されることとなる。

- 国際出願が、（議定書に加盟しているか否かに拘わらず）協定に加盟している国を一つ以上、及び議定書に加盟している国を一つ以上若しくは一つの機関を指定している場合には、国際出願は議定書と協定の両方に支配されることになる。

出願適格；申請書が提出される官庁は適切な本国官庁であるか？

03.01 国際出願が提出される官庁は、当該国際出願に対して適切な本国官庁でなければならない。本国官庁を決定するための規則には、議定書よりも協定のほうが厳格である。このことは、協定と議定書の両方に拘束

される官庁が、特定の出願人に関し、協定のもとで本国官庁としての適格を有するものであれば、規則がもっと緩い議定書のもとでは必然的に本国官庁としての適格を有するということである。ただし、その逆は成り立たない。

規則 1 (xxvi)

A1条(3)

03.02 協定のもとでは、本国官庁は標章の登録に携わる官庁、又は出願人の本国を代理する官庁と定義されている。出願人の本国は以下のように定義される。

(1) 出願人が現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する協定に加盟している国；

(2) 出願人がかかる営業所を当該国に有していない場合には、出願人が住所を有する協定に加盟している国；

(3) 出願人が当該国に営業所も住所も有していない場合には、出願人が国籍を有する協定に加盟している国。

したがって、国際出願が（全面的又は部分的に）協定に支配される場合には、出願人は自由に本国官庁を選択することができない。例えば、もし、出願人が、その他の協定に加盟している国に、事実上の工業上又は商業上の営業所を有する場合には、出願人が住所を有する国の登録を基礎として国際出願を行うことはできない。

P2条(1)(i)

P2条(1)(ii)

03.03 それに対し、国際出願が議定書のみ支配される場合には、出願人は、営業所、住所又は国籍に基づいて本国官庁を自由に選択することができる。国の官庁の場合には、当該国に国籍を有する者、当該国に住所を有する者、又は当該国に現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する者のいずれかに該当すれば、国際出願を提出することができる。締約機関の官庁の場合には、当該機関の加盟国に国籍を有する者、当該機関の領域内に住所、又は現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する者のいずれかに該当すれば国際出願を提出することができる。

03.04 協定と議定書の両方に支配される国際出願を提出するための申請書を受理する官庁は、協定に基づく適切な本国官庁ではないが、もっと緩やかな議定書の規則に基づく妥当な本国官庁である可能性がある。このような場合には、官庁は出願人に対し、出願を規定どおり提出することはできないが、協定に加盟している国の指定を削除すれば、議定書のみ支配される出願としてそれを提出することができるということを通報しなければならない。

国際出願の言語

規則6(1)(a)

04.01 協定のみ支配される国際出願はフランス語で提出されなければならない。

規則6(1)(b)

04.02 議定書のみ支配される国際出願、又は協定と議定書の両方に支配される国際出願は、本国官庁の規定に従って、英語又はフランス語のいずれかで提出できる。すなわち、本国官庁は、英語で出願すべきであること若しくはフランス語で出願すべきであること、又は英語若しくはフランス語のいずれかを選択することを許すことができる。官庁は、この点に関する要件を国際事務局に通報するものとする。そして、国際事務局はこ

の情報を公表する。

規則11(7)

04.03 本国官庁は、国際出願が適切な言語でなされているか確認するものとする。これらの要件が満たされていない場合には、国際出願は国際出願として認められず、国際事務局はそれを送付した官庁にそれを返送することとなる。

国際出願の提出；本国官庁による審査

3条(1)

規則2(1)(a)

05.01 国際出願は、規則が定める様式に従って作成され、本国官庁によって国際事務局に提出されなければならない。また、タイプライター又はその他の機器を用いて鮮明に作成されなければならない。

8条(1)

05.02 本国官庁は、国際事務局に支払う手数料に加え、国際出願の取り扱い業務に必要な経費を賄うための手数料を定めて、それを徴収することができる。

05.03 本国官庁は出願人に対し、公式様式に従って作成された出願を提出することを認めたり要求することができる。又は、出願人が提供した情報に基づいて本国官庁が様式を完成することもできる。同様に、本国官庁の公用語以外の言語で記入された国際出願書類が提出される場合には、本国官庁は出願人に対し、適切な言語に翻訳された書類の提出を要求又は許可することができる。又は本国官庁がその翻訳書類を作成することもできる。

05.04 ただし、国際出願書類は出願人によってではなく、本国官庁によって国際事務局に提出されなければならない。出願書類には、出願に関する特定の事実を証明する本国官庁による宣言書が含まれていなければならない（パラグラフ07.20参照）。したがって、本国官庁は、かかる宣言書を作成するのに必要な審査を実施しなければならない。また本国官庁は、出願に不備がないことを確認するものとする。もし、国際事務局に提出された国際出願に必要事欄の記入漏れがあった場合には、国際登録の日付に影響を生じる可能性がある（パラグラフ15.02を参照）。さらに、国際事務局が提出され

た国際出願に欠陥を発見した場合には、本国官庁はそれを是正する責任がある場合がある（パラグラフ10.01及び10.02参照）。したがって本国官庁は、本国官庁の責任で対処すべき事項の欠陥を防ぐために必要な限りにおいて、書類の内容を審査しなければならない。ただし、かかる審査によって国際事務局への提出が遅れ、国際登録の日付に影響を及ぼすことがあってはならない（パラグラフ15.03を参照）。

出願様式

06.01 国際出願の公式様式は、出願が協定に支配される場合、議定書に支配される場合、又は協定と議定書の両方に支配される場合に応じて3種類の様式（MM 1，MM 2 及びMM 3）がある。したがって、本国官庁は正しい様式が用いられるように注意しなければならない。官庁が協定のみ拘束される国の官庁である場合、又は議定書のみ拘束される国の官庁である場合には、当該官庁によって提出される出願書類の様式として前記3種類のうちの1種類のみが適用される。ただし、官庁が協定と議定書

の両方の拘束を受ける場合には、どの締約国等が指定されるかにより適切な様式が決定される（パラグラフ02.02参照）。

06.02 公式様式の写しは、国際事務局から締約国等の官庁に無料で提供される。それらは本書のDに示されている。

06.03 国際事務局によって提供された様式ではなく、官庁が独自の様式を作成する場合、又は出願人に独自の様式を作成することを認める場合には、第 章パラグラフ04.02及び03に記載されている手引きに従わなければならない。

06.04 第 章のパラグラフ07.01から20.10において、国際出願の様式を完成させるにあたっての具体的な手引きが記載されている。したがって、以下は、本国官庁が点検すべき様式の部分に焦点をおいたものである。

第1欄：本国官庁を官庁とする締約国等

07.01 本国官庁を官庁とする国又は政府間機関の名称は、例えば、「France」、「United Kingdom」などと表記すべきである。協定又は議定書第9条の4の規定に基づく共通官庁の場合には、官庁の名称は、例えば「Benelux」などと表記する。

第2欄：出願人

第 章パラグラフ09.01から11を参照のこと。

第3欄：出願資格

07.02 国際出願が（全面的又は部分的に）協定の支配を受ける場合には、第3欄(a)の(i)、(ii)及び(iii)のいずれか一つにチェックする。国際出願が議定書のみ支配される場合には、国籍において本国官庁との関係を示す欄、住所において本国官庁との関わりを示す欄、又は営業所において本国官庁との関わりを示す欄の一つ又はそれ以上にチェックする。詳細については、第 章パラグラフ10.01から04を参照のこと。

07.03 記述されている内容の真意を問うための正当な理由がある場合には、国際出願の提出に関与する官庁は、証拠の提示を要請することができる。一般に、第2欄(b)に記載の住所は出願人の営業所又は住所であると推定できる。たとえこの住所が、国際出願が提出された官庁のある締約国等の領域内にあるとしても、少なくとも第3欄(a)のボックスの一つにチェックされていることが必要である。そうでない場合は、出願人の出願資格を決定することは不可能である。

規則9(5)(a)(ii),

規則9(6)(a)(ii),

(iv)

07.04 ただし、出願人が該当欄にチェックをすることによって、国際出願の提出に関与する官庁が所属する国内又は機関の加盟国の領域内に営業所又は住所を有することを示しているが、第2欄(b)に記載の住所が当該国又は機関の領域内にない場合には、それに対する説明を付け加えなければならない。このような場合には、出願人は第3欄(b)に、営業所又は住所を記載しなければならない。ここに記載された住所が、出願の提出に関与する官庁が所属する国又は機関の加盟国の領域内に含まれない場合には、この段階で当該官庁は本国官庁ではないと判断される。したがって、官庁

は出願人に対し、出願ができないことを通報する必要がある（ただし、パラグラフ03.04参照）。

規則 8

07.05 2名以上の出願人が共同で国際出願を行う場合には、それぞれの出願人について、国際出願を提出するための要件が満たされなければならない。詳細については、第 4 章パラグラフ04.01及び02を参照のこと。

第 4 欄：代理人の選任

第 4 章パラグラフ 1 1.0 1 から 0 4 を参照のこと。

第 5 欄：基礎登録又は基礎出願

3条(1),
規則9(5)(a)(iv),
規則9(6)(a)(vi)

07.06 本国官庁に効力を有する基礎登録は登録番号と登録日によって示されなければならない。（前規則で要求されていた）基礎登録に係る国内又は広域出願の番号は、基礎出願と混同しがちであるから記載しなくてよい。本国官庁に出願された基礎出願は、出願番号及びその出願日で示されなければならない。国際出願が議定書のみ支配される場合は、基礎出願が記載されなければならない。出願が（全面的又は部分的に）協定に支配され、出願のもととなる標章がまだ本国官庁に登録されておらず審査中の案件となっている場合には、申請は時期尚早と見なされ、パラグラフ08.01に記載の要領で扱われる。

第 6 欄：優先権の主張

07.07 国際登録日の 6 ヶ月前以内になされた基礎出願、又は基礎登録の基礎となる出願から（パリ条約の第 4 条に基づく）優先権を主張することができる。また、国際登録日の 6 ヶ月前以内になされた本国官庁以外の官庁になされた出願（例えば、そこから基礎出願が優先権を主張する先行出願）から優先権を主張することもできる。

07.08 本国官庁は、国際出願が、優先権を主張する日から 6 ヶ月後以内に受理されていることを確認しなければならない。パリ条約第 4 条 C（3）に基づき、優先権が主張された日からちょうど 6 ヶ月後が当該官庁の休業日に当たる場合には、その期間は次の開庁日まで延長される。この規定を考慮しつつ、優先権が主張された日が国際出願を受け取った日の 6 ヶ月間前以前である場合には、本国官庁は優先権の主張を無効にし、出願人にその旨を通報する。

07.09 15.05に記載のとおり、国際出願に不備があったり、国際事務局への提出が遅れたことによって国際登録の日が遅れた場合には、優先権の主張が無効になる可能性がある。

第 7 欄：標章

規則9(4)(a)(v)

07.10 様式の第 7 欄（a）欄に標章の複製を提示しなければならない。ここに提示される標章の複製は、基礎出願又は登録に係る標章と同一のものでなければならない。特に、基礎登録又は出願の標章が白黒の場合には、この欄に提示される標章も白黒でなければならない。同様に、基礎標章が色彩の場合には、この欄に提示される標章も色彩でなければならない。

規則9(4)(a)(vii) **07.11** 基礎登録又は出願に係る標章は白黒であるが、出願人が標章の識別性ある特徴として色彩を主張する場合には、(b)欄に色彩の標章を提示し、(a)欄に白黒の標章を提示する。このような色彩の主張は、基礎登録又は出願にも色彩の主張がある場合にのみ適用される（パラグラフ07.20参照）。

07.12 標章は、出願人又は本国官庁の選択により、タイプ印書、印字、貼り付け、又は、複写することも、その他の手段を用いることもできる。別個の様式を用いる場合には、所定のサイズの欄（8 cm × 8 cm）に標章を提示する。パラグラフ07.11に従い2つの標章を提示し、かつ別個の様式を使用する場合には、この2つの複製を同じ頁に含めなければならない。詳細は、第 章14.01から07を参照のこと。

第8欄：色彩の主張

第 章パラグラフ14.08および09を参照。

第9欄：その他の要件

第 章パラグラフ15.01から06を参照。

第10欄：国際登録を求める商品及びサービス

07.13 商品及びサービスは、商品及びサービスに関する国際分類に従って適切な類に分類され、それぞれの分類の前には類の番号が付され、国際分類の類の順序に従って表示される。

07.14 本国官庁は、パラグラフ07.20に記載の宣言を行えるように、列挙されている商品及びサービスのすべてが基礎出願又は基礎登録に係る商品及びサービスに包括されていることを確認しなければならない。本国官庁は、また、商品及びサービスが正しく分類されていることを確認し、この点に関して国際事務局に欠陥を指摘されることのないようにしなければならない（パラグラフ12.01から08を参照）。

第11欄：指定締約国等

07.15 、出願人が国際登録の保護を求める国又は機関は、第11欄の該当欄にチェックを記入することによって示されなければならない。公式様式が発行された後に協定又は議定書に批准したり、加入したために、公式様式に該当欄が用意されていない締約国等については、その名称を記入することができる。本国官庁は、そのような方法で示されている締約国等が実際に協定若しくは議定書について批准していること又は加入していること、及びかかる批准又は加入が正式に承認されていることを確認しなければならない（パラグラフA.04.05を参照）。

07.16 出願人が指定した国又は機関が下記のいずれかに該当する場合には、本国官庁はその指定を取消し、出願人にその旨を通報するものとする。

指定された国又は機関が

- － 議定書のみ加入しているが、本国官庁は協定のみ加入している。
- － 協定のみ加入しているが、本国官庁は議定書のみ加入している。
- － 協定又は議定書のいずれの加盟国でもない。

07.17 指定された国又は機関が関連する条約に批准又は加入したが、その批准又は加入が発効していない場合には、本国官庁はその指定を取消し、出願人にその旨を通報することができる。あるいは、本国官庁は出願人に対し、指定の取消しを希望するか、又は申請を保留して問題の批准又は加入が発行する日に申請が受理されたものとみなすことを希望するかを問い合わせることができる。

標章を使用する意思の宣言書

第 章パラグラフ 17.04 から 06 を参照

第12欄：出願人又は代理人の署名

規則9(2)(b) **07.18** 本国官庁は、出願人又はその代理に対して、国際出願に署名をすることを要請又は認めることができる。第 12 欄に署名が記入されていなくても、国際事務局がそれを問題にすることはない。

第13欄：本国官庁の証明及び署名

規則9(5)(b)(i),
規則9(6)(b)(i) **07.19** 本国官庁は、国際出願を受理した日、又は（出願の申請が時期尚早の場合には）申請を受理したのものとして扱われる日を証明しなければならない（パラグラフ08.01を参照）。その日付は国際登録の日付になるため、重要である（パラグラフ15.01参照）。

規則9(5)(a)(v),
規則9(6)(a)(vii) **07.20** 国際事務局に送付された国際出願には、下記のことを証明する本国官庁の宣言書が含まれていなければならない。

規則9(5)(b)(ii),
規則9(6)(b)(ii),
規則 8 (a) 国際登録の出願人は、第 5 欄に記載されている基礎登録の名義人又は基礎出願の出願人と同一であること。複数の出願人が共同で国際出願を提出している場合には、それらすべての出願人は、基礎登録の共同名義人又は基礎出願の共同出願人でなければならない。

規則9(5)(b)(iv),
規則9(6)(b)(iv) (b) 第 7 欄に示されている標章は、第 5 欄に記載されている基礎登録又は出願に係る標章と同一であること。（出願段階又は登録後に）本国官庁が標章の変更を承認する場合には、官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願の対象となる標章が基礎登録又は出願と同じであれば、この宣言を行うことができる。

(c) 国際出願に下記のいずれかが表示されている場合には、基礎登録又は出願にも同じことが表示されていること（ただし、国際出願に記載される文章には、すべて国際出願の言語が使用されていなければならない）。

規則9(5)(b)(iii),
規則9(6)(b)(iii) - 標章が立体標章、音響標章、又は団体標章、証明標章若しくは保証標章であることの表示；
- 標章の言葉による記述；

規則9(5)(b)(v),
規則9(6)(b)(v) - 標章の識別性ある特徴としての色彩の主張；

規則9(5)(b)(vi),
規則9(6)(b)(vi)

(d) 官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願に表示されている商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスのリストに含まれていること。すなわち、国際出願に記載されている各商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスのそれぞれと一致するか、又は基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの表示にふくまれるものでなければならない。当然、国際出願における商品及びサービスのリストは、基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの一覧よりも範囲が狭くてもよい。

規則9(5)(c),
規則9(6)(c)

07.21 国際出願が2つ以上の基礎出願及び/又は登録に基づく場合には、パラグラフ07.20の(a)、(b)及び(c)の内容がそれぞれの基礎出願及び/又は登録について満たされている場合に限り、この宣言を行うことができる。(d)の内容については、基礎出願及び/又は基礎登録に係る商品及びサービスを合わせたものが、国際出願に記載されている商品及びサービスを包含する場合に、本国官庁はこの宣言を行うことができる。

規則9(2)(b),
規則2(2)

07.22 国際出願は、本国官庁によって署名されなければならない。署名は手書き、印刷又はスタンプによっても可能であるし、署名を捺印に代えることもできる。捺印する場合には、使用された印鑑の持ち主の氏名を文字で記す必要はない。電子的手段を利用して出願を行う場合には、国際事務局の同意を得た確認方法により、署名に代えることができる。

07.23 パラグラフ07.20に記載の宣言は公式様式に印刷されている。本国官庁は、この様式に署名することにより、宣言が真実であることを確認したものと見なされる。例えば、国際出願に、基礎出願又は登録には表記されていない記述、色彩の主張、若しくはその他の表示がある場合、又は基礎登録若しくは出願に含まれていない商品及びサービスが国際出願に含まれている場合は、本国官庁は署名できない。官庁は、出願人に対し不一致点の補正を要求しなければならない(例えば、主張、その他の表示を削除させる、又は、商品及びサービスの範囲をもっと限定して、基礎登録又は出願に示されている商品及びサービスの一覧の範囲に納まるようにする)。それが補正されるまでは、出願を国際事務局に提出することはできない。

手数料計算表

07.24 これには下記のことを表示するものとする。

- 国際事務局に開設された口座から必要な金額を引き落とす権限の委任、及び指示を与える当事者の特定；
- 支払う手数料の額、支払方法、及び手数料を支払う当事者の特定。

手数料の計算及び支払い方法に関する詳細については、第 章パラグラフ20.01から10を参照のこと。

07.25 国際事務に開設した口座からの引き落とし以外の方法で手数料を支払う場合には、支払い手数料が不足している場合、国際事務局は手数料を支払った当事者にその旨を通報することになるため、手数料を支払う当事者を示さなければならない(パラグラフ11.01から03を参照)。さらに、

返金しなければならない場合には、手数料を支払った当事者に返金が行われる。出願人又は代理人が直接手数料を支払う場合には、手数料を支払う者の氏名又は名称を示さなければならない。これは、様式第2欄又は第4欄に示されている氏名又は名称に相当する。本国官庁を通じて手数料が支払われる場合には、当該本国官庁が所属する締約国の名称を示さなければならない。これは、様式第1欄に示されている名称に相当する。

07.26 本国官庁を通じて手数料が支払われない場合には、本国官庁は、出願人に対し、国際事務局に規定額の手数料が支払われなければ国際登録ができないという注意を促すものとする。本国官庁は、支払いがなされたか否かを点検する必要はないが、そうすることが必要であると判断した場合には、例えば、国際出願を国際事務局へ提出する前に国際事務局が発行した受領証の提示を要請することによって、手数料が支払われたことを確認することができる。

国際出願の時期尚早の申請

規則11(1) **08.01** (全面的又は部分的に)協定に支配される国際出願がされ、その出願の基礎となる標章がまだ本国官庁によって登録されていない場合には、その申請は時期尚早として扱われる。その理由は、協定のもとでは、国際出願は、本国官庁における出願ではなく登録のみに基づく個々の申請ができるからである。本国官庁がかかる申請をどのように扱うかは、登録が申請されている国際出願が協定のみ支配されるか、それとも協定と議定書の両方に支配されるかによる。

規則11(1)(a) (a) 指定国のすべてが協定の加盟国であるため、国際出願が協定のみ支配される場合には、その国際出願の申請を受理した官庁は、標章が登録されるまでその申請を別に取り置きする。そして、標章が実際に登録簿に記録された日に本国官庁がその申請を受理したのものとして扱われる。官庁はそのため第13欄目(a)(i)に、その日付を記載する。出願は通常の方法で国際事務局に提出することができる。

規則11(1)(c) (b) 国際出願が協定と議定書の両方に支配される場合：
- 標章が登録された場合に、国際出願が協定と議定書の両方に支配されるものとして扱われることを要求することが明白である出願は、上記(a)に記載の方法で扱うものとする。

規則11(1)(b) - かかる要求がなされない場合には、本国官庁は(議定書にも拘束されていたとしても)協定に拘束されているすべての国の指定を削除する。したがって、国際出願は議定書のみ支配されることになり、できるだけ速やかに国際事務局に提出されなければならない。官庁は、当該事実を出願人に通報をしなければならない。他の条件とは異なり、指定国の削除は支払う手数料の額に影響を及ぼすためである。

08.02 パラグラフ08.01は、基礎登録も表示されている場合であっても国際出願に基礎出願が表示されているあらゆる場合に適用される。

08.03 国際事務局は、時期尚早の出願を受理した場合には、規則11(1)に基づいて、本国官庁に送り返す。

08.04 規則11(1)は、議定書のみ支配される国際出願を提出する場合には影響しない。

国際事務局への出願の提出

- 09.01** 本国官庁は、出願人に不利益が及ぶのを避けるためにパラグラフ15.02に挙げられている事欄がすべて記入されていることを確認した上で、国際出願をできるだけ速やかに国際事務局に提出しなければならない。国際事務局による出願の受領が遅れた場合、又は上記必要事欄に記入漏れがあった場合には、国際登録の日付に影響が及ぼされる可能性がある。
- 規則2(4)(a) **09.02** 本国官庁から国際事務局へ国際出願を提出する際は、郵便、ファクシミリ又は電子的手段によることができる。テレックス又は電報による出願は認められていない。
- 規則2(1)(a) **09.03** 電子的手段を利用する場合を除いては、タイプ又は印刷によるなければならない。すなわち、手書きの出願は受けつけられない。
- 規則2(3)(a)(ii),
規則2(3)(c) **09.04** 出願をファクシミリで提出する場合には、それと併せて、公式様式のうちの標章が提示された頁の原本を国際事務局に送付しなければならない。この頁だけを送付することとする。つまり、新しい出願と間違えやすいため出願の全体を送付してはならない。これには、国際出願が明確に特定されるように、その頁に適切な表示（基礎出願若しくは基礎登録の番号、又は国際出願に付されている官庁の照合番号）が記載されていなければならない。その頁には官庁の署名も必要である。国際事務局は、ファクシミリによって送付された出願を受領しそれを確認した時点で、出願を送付した官庁に対し、標章が記載された頁の原本の送付を要請する。国際事務局は、その原本を受け取るまで、さもなくばファクシミリによる出願を受領してから1ヶ月が経過するまでは出願の審査を行わない。これは、標章が明示された複製がなければ、不適切な箇所があっても国際事務局がそれをはっきりと特定できないためである。したがって本国官庁は、出願人に不利益が及ぼされるのを防ぐために、標章が明示された原本を速やかに送付しなければならない（できれば、ファクシミリによって出願が送付された日と同日に送付するのが好ましい）。
- 規則2(6) **09.05** 電子的通信による国際出願の送付方法については、官庁と国際事務局双方の合意が必要である。

国際出願における欠陥

手数料又は商品若しくはサービスのリスト以外に関する欠陥

本国官庁によって是正すべき欠陥

- 規則11(4)(a) **10.01** 本国官庁は、以下のような欠陥が認められる国際出願を国際事務局に提出すべきでないため、そのような欠陥は本国官庁が責任をもって是正する。
- (a) 正しい公式様式によって作成されていない出願、タイプ若しくは印刷がされていない出願、又は本国官庁の署名がない出願；
- (b) ファクシミリによって国際事務局に出願を提出した場合に、標章を明示した頁の原本が国際事務局で受領されていない場合（パラグラフ09.04を参照）；
- (c) パラグラフ07.20に記載の宣言に関する欠陥；例えば、宣言が不十分な場合（ただし、公式様式を変更することなく、そのまま使用すればこのような欠陥を生じることはない）；

(d) 国際出願を提出するための出願人の資格に関する欠陥；たとえば、国際出願に記載された情報からは、協定第1条(3)、又は場合に応じて議定書第2条(1)に定められている、出願に關与する本国官庁に関する条件（パラグラフ03.01～04を参照）を出願人が満たしていない；例えば、出願人が本国官庁を官庁とする締約国の領域内に営業所又は住所を有していると表示している（第3欄(a)）が、一方、（第2欄(b)に示されている）住所はその領域内になく、第3欄の(b)に住所が記載されていない場合（パラグラフ07.04を参照）又はそこに示されている住所も当該締約国の領域内がない場合、又は出願人の住所はその領域内にあるが、出願人の資格が営業所のいづれに基づいているのかを表示していない場合；

(e) 国際事務局が受理した出願に下記のいずれかの事欄が記入されていない場合：

- 出願人の特定及び出願人又は代理人の連絡先に関する記述；
- 本国官庁と出願人の關係に関する記述（パラグラフ07.20から05参照）；
- 基礎登録又は出願の日付と番号；
- 標章の複製；
- 標章の登録の対象となる商品及びサービスのリスト；
- 指定締約国の表示；
- 本国官庁による宣言（パラグラフ07.20を参照）。

したがって、国際事務局は、上記いずれかの点において国際出願に欠陥があると認めた場合には、本国官庁にその旨を通報すると同時に出願人にもそれを通報する。

規則11(4)(b)

10.02 本国官庁は、本国官庁の責任においてすべての欠陥を国際事務局による通報の日から3ヶ月以内に是正しなければならない。この期間内に、国際事務局がファクシミリで送付された頁の原本を受理し、それに欠陥を認めた場合には、その欠陥も同じ3ヶ月以内に是正しなければならない。すべての欠陥がその期間内に是正されなければ、国際出願は放棄されたものと判断される。そして国際事務局は、官庁と出願人の両方に対してその旨を通報する。

出願人が是正すべき欠陥

規則11(2)

10.03 10.01に記載の欠陥以外の欠陥、又は商品若しくはサービスのリストに関する欠陥（パラグラフ12.01から08を参照）以外の欠陥については、国際事務局が出願人に通報し、出願人が責任をもって是正する。本国官庁にもその欠陥が通報されるが、本国官庁はそれに対して何か行動をとる必要はない。3ヶ月以内に欠陥が是正されない場合には、国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対して、出願が放棄されたものと判断することを通報する。（パラグラフ 25.05～07を参照）

使用の意思の宣言書に関する欠陥

規則11(6)(a),

規則11(6)(b)

10.04 議定書に基づいて指定された締約国等が、国際出願に添付される別個の様式用の紙に明示され、出願人の署名が付された標章を使用する意思の宣言書を要求するものであり、国際事務局がその宣言書に欠陥があ

ること、又はその宣言書が該当する要件を満たしていないことを認めた場合には、国際事務局は、出願人及び本国官庁に対し直ちにその旨を通報する。本国官庁が国際出願の申請書を受領した日から2ヶ月以内に、国際事務局が欠陥の箇所又は是正された宣言書を受領した場合には、宣言書は滞りなく提出されたものとして扱われ、欠陥によって国際登録の日付に影響が及ぼされることはない。

* 1998年2月1日現在、このパラグラフの内容を要求する締約国等の通報はなされていない。

- 規則11(6)(c) **10.05** ただし、その期間中に欠陥の箇所又は是正された宣言書が受理されない場合には、問題の締約国等の指定がなされなかったとみなされる。国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対してその旨を通報し、締約国の指定に関して支払われた手数料を返金する。また、国際事務局は、問題の指定が要求されている使用の意志の宣言に伴うものであれば、事後の指定として有効であることを示唆することとする。

代理人の選任に関する欠陥

- 規則3(3)(a) **10.06** 国際出願にその氏名又は名称が示されている代理人の住所が、当該条約に拘束される国の領域内に存在しない場合には（パラグラフ10.01を参照）国際事務局は、代理人の選任がなされていないものとして扱う。国際事務局は本国官庁、出願人及び代理人とする者にその旨を通報する。

手数料に関する不備

- 規則11(2) **11.01** 出願人から国際事務局に直接手数料が支払われる場合。
国際事務局が、納められた手数料の額が不足していると判断した場合（又は、国際事務局に開設された口座から引き落とすことができる額が不足していると判断した場合）には、国際事務局は出願人にその旨を通報すると同時に、本国官庁にもそれを通報する。この不備は出願人の責任で是正するものとし、本国官庁が行動をとる必要はなく、実際、本国官庁はそれに対して何も行動できない。

- 規則11(3) **11.02** 本国官庁を通じて手数料が支払われる場合。
国際事務局が、納められた手数料の額が不十分であると判断した場合（又は、国際事務局に開設された口座から引き落とすことができる額が不足していると判断した場合）には、国際事務局は本国官庁にその旨を通報すると同時に、出願人にもそれを通報する。官庁は出願人から必要な金額を徴収するか、又は官庁が不足額を国際事務局に支払う（官庁独自の方法によって、出願人からその分の金額を回収する）。又は、本国官庁はそれについて一切行動をとらなくてもよいし、出願人に、不足手数料を支払うことを指示するだけでもよい。

11.03 その他の場合。
これらの、手数料不足を通報した日から3ヶ月以内に不足分の手数料が支払われない場合には、国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対して、出願が放棄されたものと判断したことを通報する。

商品及びサービスのリストに関する欠陥

商品及びサービスの分類

12.01 国際出願に列挙されている商品及びサービスの分類に関しては、国際事務局が最終的な責任を負う。ただし、規則12には、本国官庁との見解の相違点を国際事務局が解決するものと規定されている。

規則12(1)(a),
規則12(2),
規則12(3)

12.02 国際事務局が、商品及びサービスのリストが商品及びサービスの分類に関する規則9(4)(a)(xiii)の要件を満たしていないと判断した場合には、国際事務局は独自の案を示す。国際事務局はその提案を本国官庁に通報すると同時に、出願人にも通報する。本国官庁は、その通報から3ヶ月以内に、その提案に対する意見を国際事務局に提示することができる。提案の通報から2ヶ月以内にかかる意見が提示されない場合には、国際事務局は本国官庁と出願人の両方に対して、繰り返しその提案を通報する。

12.03 その提案に対する意見書を作成するために、官庁は出願人の見解を求めることができる。出願人は、見解が求められた場合にもそうでない場合にも、その見解を官庁に提示することができる。ただし、官庁はその提案に対して応答する義務はないが、その提案に対して意見を提示する意志がない場合には、国際登録に滞りが生じないためにも、国際事務局にその旨を通報することが好ましい。

規則12(4)-(6),
規則12(9)

12.04 国際事務局が、本国官庁によって提示された意見に基づいて、その提案を取り下げる場合、補正する場合、又はそのまま維持する場合は、いずれにしても本国官庁にその旨を通報し、同時に出願人にも通報する。出願が他の要件をすべて満たしている場合には、国際事務局が正しいと判断する分類に従って標章が登録される。

規則12(1)(b),
規則12(7)

12.05 国際事務局が商品及びサービスの分類に関する欠陥を補正する案を提示する場合には、国際事務局は、料金表に定められ、提案された再分類の範囲に応じた額の手数料を請求することができる。ただし、その額が料金表に定められた最低限の金額を下回る場合には、手数料を請求することはできない。さらに、再分類の提案によって請求しうる手数料は、既に支払われた手数料を超えた分の追加手数料又は個別手数料である。したがって12.02にいうの提案は、その提案に基づいて支払われるべき手数料の総額とともに提示される。かかる手数料は、その提案の通報から4ヶ月以内、又は本国官庁が提案に対する意見を提示した場合であって、国際事務局が提案の維持又は補正を決定した場合はその旨の通報から3ヶ月以内に支払われなければならない。再分類によって発生する手数料はすべて出願人の責任で支払われる。国際出願に伴う手数料が本国官庁を通じて支払われている場合には、11.02に記載の手続に従う。定められた期間内に支払いが済まされない場合には、出願は放棄されたものとして扱われる。国際事務局は本国官庁及び出願人にその旨を通報する。

不明瞭、不明確又は不正確な用語の使用

規則13(1)

12.06 国際事務局が、商品及びサービスのリストに使用されている用

語が不明瞭で分類の意図にそぐわない、不明確、又は言語学的に不正確であると判断した場合には、国際事務局は本国官庁にその旨を通報すると同時に、出願人にも通報する。国際事務局は、適切な用語を提示したり、不適切な用語の削除を求めることができる。

規則13(2)(a) **12.07** 官庁は、通報から3ヶ月以内に欠陥の是正に関する案を提示することができる。官庁はまた、その案を提示するために、出願人の見解を求めることができる。又は、出願人は、その件について本国官庁に見解を提示することができる。ただし、官庁は事務局のその提案に対して応答する義務をもたないが、その提案に対して意見を提示する意志がない場合には、国際登録に滞りが生じないためにも、国際事務局にその旨を通報することが好ましい。

規則13(2)(b) **12.08** 定められた期間中に適切な案が国際事務局に提示されておらず、その用語を包括すべき分類が示されている場合には、その用語はそのまま国際登録に含められるが、その用語は不明瞭で分類の意図にそぐわないこと、不明確であること、又は言語学的に不正確であることを示す国際事務局による指示書きが記される。その用語を分類すべき類が示されていない場合には、国際事務局はその用語を削除し、その旨を適宜本国官庁及び出願人に通報する。

国際出願が国際出願とみなされなかった場合、又は放棄されたとみなされた場合の手数料の払い戻し

規則 11(5),

規則 12(8) **13.01** 国際出願が、パラグラフ 10.02、10.03、11.03 又は 12.05 で述べた場合のように、放棄されたとみなされたとき、国際事務局は、それまでに支払われた手数料から白黒の標章の登録基本手数料の半額を差し引いた額を、支払者（出願人若しくは官庁）に払い戻す。

13.02 国際出願が国際出願とみなされなかった場合（すなわち、国際出願が国際事務局に直接送付された場合（パラグラフ 01.02 参照）又は言語に関する要件を満たしていない場合（パラグラフ 04.03 参照））には、それまで支払われた手数料がすべて、支払いをした当事者に戻される。

国際登録

国際登録簿への標章の登録

規則 14(1) **14.01** 国際出願が出願要件をすべて満たしていると判断された場合、国際事務局は、その標章を国際登録簿に登録して、指定された締約国等の官庁に通報し、その旨を本国官庁に通報し、名義人に登録証明書を送付する。（前規則のもとでは、その登録証明は、本国官庁に送付されることとなっていた。）

14.02 証明書に使用される言語は、国際事務局が受理した国際出願に使用されていた言語と常に同じである。

国際登録の日付

3条(4) **15.01** 国際登録簿には、本国官庁がその国際出願を受理した日付（又は、受理したとみなされる日付（パラグラフ 08.01 参照））が記録される。

ただし、この日付より2ヵ月以内に、国際事務局が国際出願を受理し、かつ、受理した時点で、パラグラフ 15.02 で列挙する欠陥が1つもない場合に限る。

15.02 国際事務局が、この2ヵ月という期間内に国際出願を受理したものの、受理した時点で以下に列挙する要素のいずれか1つでも欠けていた場合、

- 出願人を特定する表示、及び当該出願人又はその代理人の連絡先の表示；
- 国際出願する資格が認められた出願人に関する表示（パラグラフ 07.02 から 05 参照）；
- 基礎登録又は出願の日付及び番号；
- 標章の複製；
- 登録を求める標章の商品及びサービスのリスト；
- 指定した締約国に関する表示；
- 本国官庁の宣言書（パラグラフ 07.20）；

規則 15(1)(a) その欠けていた要素がすべて、2ヵ月の期間内に国際事務局に受理されれば、国際登録簿には、依然として当該出願が本国官庁になされた日付が記録されることになる。しかし、欠けていた要素が2ヵ月の期限を過ぎても受理されなかった場合には、欠けていた要素がすべて国際事務局に受理された日付が国際登録簿に記録されることになる（ただし、欠陥の通報の日より3ヵ月以内に欠けていた要素が受理された場合は、この限りではない）。よって、国際事務局は、上に列挙した要素のうちの1つでも欠けていた場合には、できる限りすみやかに、本国官庁にその旨を通報する。官庁は、国際登録簿に記録される日付に関して名義人に不利益が発生するのを避けるためにも、2ヵ月以内に欠陥を是正するよう努めなければならない。

3条(4) **15.03** 本国官庁が出願を受理した日（又は、受理したとみなされる日）よりも2ヵ月以上経過した後に、国際事務局が国際出願を受け取った場合には、国際事務局が実際に出願を受理した日が国際登録簿に記録されることになる。ただし、この場合、パラグラフ 15.02 で述べた要素がすべてそろっていないなければならない。これらの要素のうちの1つでも欠けている場合には、欠けていた要素がすべて受理された日が国際登録簿に記録されることになる（欠陥の通報の日より3ヵ月以内に欠陥がすべて受理された場合は、この限りではない）。

規則 15(1)(b),(2) **15.04** パラグラフ 15.02 で列挙した以外の欠陥（たとえば、手数料の支払遅延や、商品及びサービスの分類に係る誤り）があっても、国際登録簿に記録される日付に変わりはない。

規則 14(2)(i) **15.05** パラグラフ 15.02 及び 03 で述べたように、欠陥又は遅延があった場合、国際登録簿には、本国官庁が国際出願を受理した日よりも後の日付が記録されてしまうこともある。国際登録簿に記録される日付が、主張していた優先権の発生日よりも6ヵ月以上後のものとなってしまった場合、その優先権は失われることになり、また、国際事務局は優先権に関するデータを記録しないことになる。

国際登録の更新

16.01 国際登録を更新するためには、10年ごとに手数料を支払わなければならない。手数料の支払いは、名義人の責任である。更新に関する手続き及び更新に伴う手数料については、第 4 章において詳しく検討がされている。

規則 34(1)(a)

16.02 名義人は、国際事務局に直接、手数料を支払うこともできる。あるいは、本国官庁又はその他の関係する官庁が許可する場合には、その官庁を通じて手数料を支払うこともできる。しかしながら、官庁は、名義人に対し、当該官庁を通して更新手数料を支払うように求めることはできない。協定に基づいた旧規則のもとでは、締約国が、自国の官庁を通じて更新手数料を支払うように求めることが認められていたが、新規則ではこの点が改正された。

8 条(1)

16.03 手数料が本国官庁を通じて支払われる場合、当該官庁はこの手続きにかかる費用をまかなうため各自で手数料を定め、これを徴収することができる。

A7 条(5),

P7 条(4)

16.04 手数料は、国際登録の更新すべき期日よりも前に、国際事務局に支払わなければならない。しかし、更新すべき期日を過ぎて6ヵ月以内であれば、割増手数料を同時に支払うことにより、手数料の納付が認められる。6ヵ月の期限が切れた後には、国際登録を更新することはできない。その6ヵ月の期限が切れるまでに、最低でも、支払うべき手数料及び追加手数料の70%に当たる額（パラグラフ 74.03 参照）を支払っていないければ、国際登録は消滅し、国際事務局はそれまでに受領した手数料をすべて、支払った当事者（名義人若しくはその代理人又は官庁）に払い戻す。

16.05 よって、官庁を通じて更新手数料が支払われる場合、その官庁は、名義人に不利な状況が発生することを避けるためにも、すみやかにその手数料を国際事務局に転送する必要がある。

指定締約国による拒絶に関する情報

規則 17(5),

規則 16(2)

17.01 国際事務局は、指定締約国の官庁より保護を拒絶する旨の通報を受け取った場合にはこれを名義人に転送し、また、その拒絶に関する再審査、抗告又は最終決定に関する情報を受け取った場合には、これを名義人に通報する。また、国際事務局は、18ヵ月の期限後に異議が申し立てられ、これに基づいて保護が拒絶される可能性があるという情報を受け取った場合にも、その情報を名義人に通報する。同時に、国際事務局は、本国官庁が希望し、かつ、希望するという旨を国際事務局に通報していた場合に限り、その通報の写しを本国官庁へ送付し、またはその情報を本国官庁へ送付するものとする。しかしながら、いずれにせよ、この情報は、本国官庁に当たる官庁が存在する締約国には、法的な意味を一切持たない。

基礎出願から生じる登録又は基礎登録の国際登録への従属性

基礎出願から生じる登録又は基礎登録の効果の消滅

6 条(3)

18.01 国際登録は、国際登録の日より5年の期間、その国際登録を求

める国際出願の基礎となった国内若しくは地域出願又は登録に従属する。その期間内に、いかなる理由にせよ、その基礎となった出願（又はその出願による登録）又は基礎となった登録の効果が消滅した場合、国際登録によって発生した保護の効力を失うことになる。また、その5年の期間が終了した後に、基礎となった出願（又はその出願による登録）又は基礎となった登録が、期間満了前に提起された手続によって効力を失った場合も同様に、保護の効果は失われることになる。基礎となった出願による登録又は基礎となった登録の効果が消滅が、国際登録の対象となっている商品及びサービスの一部のみに関する場合、保護効果の喪失は、その商品一部及びサービスのみ適用される。

6条(4)

18.02 本国官庁は、パラグラフ 18.01 で述べた事象が発生した場合、国際事務局にその旨を通報する必要がある。基礎となった出願が認められず、登録が拒否された場合若しくはそのような出願による登録又は基礎となった登録が取消された場合には、そのような登録の拒否又は削除によって影響を受ける商品及びサービスに関して、国際登録を取り消すように国際事務局に要求しなければならない。

18.03 国際登録は、基礎出願若しくは基礎出願から生じる登録、又は基礎登録に従属するというこの原則は、絶対的なものである。国際登録の名義人の変更又は基礎となった出願、その出願による登録、若しくは基礎登録の名義人が変更した場合にも、当該原則は影響されない。すなわち、出願又は登録若しくは国際登録の所有権を異なる者が所有していて、かつ、その新しい所有者の本国官庁に当たる官庁がその締約国等と何の関係も持たないときにも、その本国官庁は、基礎となった出願、その出願による登録又は基礎登録が、5年という期間内又はこの期間が終了する前に起こされた手続の結果により期間終了後に拒絶されるか、又は効力を失った場合には、パラグラフ 18.02 で述べた措置を取らなければならない。

18.04 本国官庁は、以下に列挙した事象が発生した場合には、国際事務局に通報しなければならない。

国際登録の日より5年以内に、基礎となった出願が職権により拒絶される、又は5年の期間が終了した後に（たとえば、審判の結果によって）、拒絶が確定した場合。

基礎出願が、5年の期間が終了する前に開始された異議申し立て手続の結果拒絶された場合。この場合、拒絶が確定したのが期間終了の前であるか後であるかは問わない。;

5年の期間が終了する前にされた申請により、基礎出願が取下げられた場合。;

基礎出願が、5年の期間が終了する前に発生した何らかの事象（たとえば、本国官庁の出願手続要件を満たしていなかったなど）を理由に、消滅した場合。出願が消滅するという決定が、期間終了後に確定した場合も同様である。;

基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間が終了する前に（名義人又はその他の者によって）提出された申請により、放棄、取消、撤回又は無効と宣言され、消滅した場合。放棄、取消、撤回、又は無効の宣言による消滅が、期限終了後に有効又は確定的になった場合も同様である。

基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間の終了前に（たとえば、更新手数料が支払われなかったために）消滅した場合。消滅の決定が、期限終了後に確定した場合も同様である。

- 規則 22(1)(a) **18.05** これらの通報には、当該国際登録の番号及び名義人の氏名を表示しなければならない。また、通報には、基礎出願（又はその出願による登録）又は基礎登録に影響を与える事実及び決定を表示しなければならない。事実及び決定の表示とは、すなわち、以下のような記述のことを指す。
- 出願番号 [# # #] は、[日付] 付けでされた、[官庁の名称] の決定により、拒絶された。当該決定に対する審判請求の提起期限は、[日付] をもって終了した。
- 出願番号 [# # #] は、[日付] 付けの申請に従って、取り下げられた。
- 登録番号 [# # #] は、[日付] 付けで消滅した。当該登録の回復可能期間は、[日付] をもって終了した。
- [日付] 付けでされた [裁判所の名称] の決定により、登録番号 [# # #] は、[日付] をもって撤回された。当該決定に対する審判請求の提出期限は、[日付] をもって終了した。

本国官庁は、拒絶若しくはその他の決定の理由を国際事務局に示す必要は一切ない。

- 規則 22(1)(a)(iv) **18.06** 上述のような事実若しくは決定が、国際登録の対象となっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合には、通報に、どの商品及びサービスが影響を受けるのか、又はどの商品及びサービスは影響を受けないのかを表示しなければならない。本国官庁が通報しなければならないのは、国際登録に影響を与える事実及び決定のみである。よって、拒絶、取下、取消などによって、基礎出願、その出願の結果認められた登録、若しくは基礎登録に変化が生じる場合であっても、国際登録の対象となっている商品及びサービスには何の影響も及ばないときには、国際事務局に通報する必要はない。

- 規則 6(2)(a),
規則 6(2)(b)(i)

18.07 国際登録が、協定のみに支配された国際出願によって認められたものであり、かつ、事後指定についても、協定に基づいて行なわれていた場合、国際事務局への通報には、フランス語を使用しなければならない。その他の場合には、通信をする官庁の裁量で、英語又はフランス語のいずれかを選択することができる。

18.08 無効が覆される可能性はないと完全に明らかになるまでは、通報を送付すべきではない（例外について、パラグラフ 18.09 参照）。例えば、行政又は司法上の決定の場合、上訴に対する決定が言い渡されるまで、又は上訴請求の提訴期間が終了するまで、通報の送達送付すべきではない。特に、更新手数料未払いが原因で、基礎出願の結果認められた登録の効果が消滅、又は基礎登録の効果が消滅したという場合には、支払い猶予期間又は登録の回復の申請が可能な期間が終了するまで、通報を送付

すべきではない。

規則 22(1)(b)

18.09 しかしながら、国際登録の日より5年の期間が終了する時点で、本国官庁が、以下に列挙する事柄について決定がなされていないという事実を認識している場合には、できる限り早い段階で、その旨を国際事務局に通報する必要がある。

基礎登録に関する司法手続；

基礎出願の拒絶の決定に対する抗告；

基礎出願の取下を請求する手続；

基礎出願への異議申し立て；

基礎登録又は基礎出願から生じる登録の撤回、取消又は無効を請求する手続；

この場合、通報には、問題となっている手続に関して最終決定が未だにされていない旨を明記しなければならない。

規則 22(1)(c)

18.10 本国官庁が、パラグラフ 18.09 で記述した予備的通報を送付した場合には、決定が確定した時点で、すみやかにその最終決定を国際事務局に通報する必要がある。当の官庁がじかに決定を通報されない場合（たとえば、裁判所や関係機関が決定を下す場合）にも、そのような決定が下されたと知った時点で、たとえば、名義人又はそのような法的手続に関与した者から官庁に通報があった時点で、できるだけ早く国際事務局に通報する必要がある。

18.11 通報が、パラグラフ 18.05 から 08 で述べた要件に従っていない場合、国際事務局は、通報を行なった官庁に対し、さらなる手続きを順番に進めることができない旨を通報する。

規則 22(2),

規則 32(1)(a)(viii)

&(xi) **18.12** 国際事務局は、パラグラフ 18.04 から 10 で述べたような通報を受けた場合、これを国際登録簿に記録する。国際登録（すべて又はその一部）の取消しを請求する通報が出された場合、国際事務局は、該当する範囲内で国際登録を取り消す。また、国際事務局は、そのような通報の写しを指定されたすべての締約国等の官庁に送付し、その旨を指定されたすべての締約国等の官庁に通報する。このようないかなる通報又は取消しは公報によって公表する。

18.13 本国官庁が国際登録の取消しを申請する際に用いるべき公式の様式に関する規定はない。名義人が取り消しを申請する際に使用する様式を、官庁が用いるのは避けるべきである。

基礎出願又は基礎登録の分割

規則 23(1)

19.01 国際登録が、基礎出願に基づき認められたもので、国際登録の日から5年の期間内に、その基礎出願が2つ以上の出願に分割される場合、本国官庁は、その旨を国際事務局に通報しなければならない。通報には、以下の事項を表示しなければならない。

国際登録の番号。番号がまだ付けられていない場合には、代わりに基礎出願の番号を記載する（基礎出願の番号が明記してあれば、国際事務局は、該当する国際登録を識別することができるためである）。

名義人又は出願人の氏名。

基礎出願の分割により生じた複数の出願のそれぞれの番号。

規則 23(3) **19.02** 同様に、この5年の期間内に国際登録の基礎となった登録、又は基礎となった出願による登録が分割された場合、本国官庁は、国際事務局にその旨を通報しなければならない。

規則 23(2),

規則 32(1)(a)(xi) **19.03** 国際事務局は、上記の通報が送付された場合、これを国際登録簿に記録する。これは、名義人及び各指定締約国等の官庁に通報され、関連する情報を公報によって公表する。

19.04 国際登録簿には、分割された複数の出願又は登録の事実が記録される。これには、分割された各出願又は登録に含まれている商品及びサービスについては言及していない。このような出願又は登録に関する事項の詳細については、本国官庁が記録を保管する。

事後指定

3条 ter(2)

20.01 国際登録の後に、その国際登録を、その他の協定又は議定書の締約国等へ地域拡張すること（以下、「事後指定」と呼ぶ）ができる。ただし、この場合、名義人はその締約国等を指定する資格を有していなければならない。

20.02 ある特定の締約国等を指定する際には、協定又は議定書のいずれかの規定に従わなければならない（この指定が2以上の締約国に関する場合には、当然に、協定と議定書の双方に支配されることとなる。）。手数料や言語などに係る規定が異なるため、協定又は議定書のいずれの条約が適用されるのかを知っておくことは重要である。さらに、上述したように、協定の規定よりも、対応する議定書の規定のほうが厳密ではない場合がある。例えば、国際出願をする資格を有する者、また、本国官庁になした出願を国際登録の基礎とすることが可能か否かに関する規定などがそうである。

20.03 よって、
指定締約国等、及び
本国官庁である締約国等の官庁又は名義が変更される場合に、
国際登録の名義人としての資格を有すると主張する譲受人の締約
国等

の双方が、いずれも協定の加盟国である場合には（双方とも又はいずれか一方が同時に議定書の加盟国であっても）協定により支配され、事後指定をするものとする。

20.04 また、
指定締約国等、及び
本国官庁である締約国等の官庁、又は名義が変更される場合に、
国際登録の名義人としての資格を有すると主張する譲受人の
締約国等

の双方が議定書の加盟国であるが、協定にはいずれか一方のみしか加盟していない（又は、双方とも加盟していない）場合には、議定書に支配されることになる。

20.05 一方の締約国等が協定のみ加盟国であり、もう一方の締約国

が議定書のみ加盟国である場合には、事後指定をすることはできない。

事後指定の提出

規則 24(2)(a)(ii) **21.01** 協定に基づいて行なわれた事後指定については、官庁（本国官庁又はその他の関係する官庁（名義人の国の官庁））を通じて提出しなければならない。

規則 24(2)(a)(i) **21.02** 議定書に基づいて事後指定が行なわれた場合で、本国官庁である締約国等の官庁が、規則 7(1)で言及されている宣言を行なっており、また、名義人の住所がその締約国等の領域内にあるときには、その本国官庁を通じて、事後指定を提出しなければならない。（締約国等がこの指定を行った場合には、その事実はパートCに記載されている。）

21.03 その他の場合には、名義人の裁量により以下の方法のいずれかを選択し、国際事務局に事後指定を提出することができる。

名義人が、国際事務局に直接提出する。

本国官庁を通じて提出する。

その他の関係する官庁（名義人が、その国の国籍を有する、居住する又は営業所があるという理由から、必要な関連を持つとみなされる締約国等の官庁）が許可した場合には、その官庁を通じて提出する。

事後指定を行なう資格

22.01 特定の指定を特定の官庁を通じて提出することができるか否かという問題については、以下に概要を示すような見解が取られている。

その官庁が、協定にのみ支配される国の官庁である場合、同じように協定の加盟国であれば、いずれの国でも指定することができる。議定書のみ加盟国又は機関を指定することはできない。

その官庁が、議定書にのみ支配される国又は機関の官庁である場合、同様に議定書の加盟国であれば、いずれの国又は機関でも指定することができる。協定のみ加盟国を指定することはできない。

その官庁が、協定及び議定書の両方によって支配される国の官庁である場合、特定の事後指定が可能か否かという問題は、上の例よりも複雑になる。保護条項（議定書の9の6）により、指定される国が協定の加盟国である場合には、たとえその国が議定書の加盟国であっても、協定によって支配されることになる。すなわち、このような場合では、以下のように解釈されている。

規則 24(1)(b) 議定書のみ加盟国であれば、いずれの国又は機関でも指定することができる。

規則 24(1)(c) 以下に列挙する2つの要件を満たしていれば、協定の加盟国（たとえ、その国が議定書の加盟国であっても）を指定することができる。

当該標章が、本国官庁に登録されていること。すなわち、国際登録が本国官庁によって認められた登録に基づくものであった場合には、何の問題もない。しかしながら、国際登録が本国官庁にされた登録出願により登録されたものであった場合には、指定を行なうときまでに、当該標章がその本国官庁に登録されていたときに限り、協定の加盟国を指定することができる。

国際出願が、協定 1(3)条において規定する名義人の本国官庁

を經由して提出されたこと。名義人が（議定書の2(1)条に基づき）ある官庁を通じて国際出願をする適格を満たしていた場合にも、これよりもさらに厳しい協定1(3)条の規定に従うと、当該官庁が名義人の本国官庁としての適格を満たしていないという可能性もある。（例えば、（議定書に基づき）その国の官庁を通じて国際出願の願書を提出したが、出願人の居住している国又は出願人の国籍がある国の官庁であり、出願人が真正かつ有効な工業上若しくは商業上の営業所がある国の官庁ではなかった（すなわち、営業所は、マドリッド同盟に加盟しているその他の国にある）場合などが、この例に該当する）。

22.02 前パラグラフで述べた原則を適用する際には、事後指定の日現在の状況を基準として、国又は機関が協定の加盟国であるか、若しくは議定書の加盟国であるかを判断する。官庁を經由して事後指定が提出された場合、事後指定の日とは通常、当該官庁が指定を受理した日となる（パラグラフ25.01参照）。

事後指定に使用する言語

規則 6(2)(a) **23.01** 関連する国際登録が、協定に支配された国際出願により登録されたものであり、また、すでに行なわれていた事後指定も協定に支配されてなされたものであった場合、協定に基づく事後指定を国際事務局へ通報する場合にはフランス語を使用しなければならない。

規則 6(2)(b) **23.02** 上記以外の場合には、国際事務局に提出する事後指定は、関係する官庁の裁量により、（国際出願の際に使用した言語が何であったかを問わず）英語又はフランス語のいずれかを行うことができる。よって、以下の場合には、英語若しくはフランス語のいずれかが選択できるということになる。

議定書に（全部又は部分的に）支配された国際出願の結果、国際登録が認められた場合。

事後指定が、議定書に基づくものである場合。

国際登録が、協定に支配された国際出願の結果認められたものであり、また、現在行われている事後指定も協定に基づくものであるが、以前に議定書に基づく事後指定を行なったことがある場合。

事後指定の様式及び内容

規則 24(2)(b) **24.01** 事後指定は、一通の公式様式により国際事務局に提出されなければならない。様式の作成方法については、第 4 章のパラグラフ 43.01 から 19 において詳しく述べてある。

規則 24(3)(d) **24.02** 事後指定の提出を要求された官庁は、当該指定の事実（パラグラフ 22.01 参照）を確認し、また、その要求を審査して欠陥がないことを確認する必要がある。とりわけ、国際登録が国際出願に基づくものである場合には、事後指定は、当該基礎出願が登録となった旨を証明し、かつ、当該登録の日付及び番号を表示する、本国官庁より署名された、宣言書を添付するものとする。ただし、この宣言書をすでに国際事務局が受理している場合を除く。これと対照的に、国際登録の更新又は国際出願を官庁によって提出することに関し、手数料を徴収できるという規定は設けられて

いない。

規則 24(2)(b) **24.03** 事後指定を官庁を通じて提出する場合には、その官庁による署名がなければならない。提出を媒介する官庁は、名義人又はその代理人若しくはその双方に署名することを要求又は許可することもできる。

規則 24(3)(a)(vi) **24.04** また、当該官庁は、事後指定を受理した年月日を証明しなければならない。この年月日は、指定の効力発生日となる可能性があるため、重要である。

事後指定の日及び送付

規則 24(6)(b) **25.01** 官庁を通じて提出された事後指定の日付は、パラグラフ 26.02 に言及している欠陥を含まないことを条件として、その官庁が当該指定を受理した日とされる。しかしながら、官庁が受理した日より2ヵ月以内に、国際事務局が受理しなかった場合には、さらに、この欠陥を含まないことを条件として、国際事務局が実際に受理した日が指定に付されることになる。このように名義人に不利な結果となることを防ぐためにも、事後指定の提出をする官庁は、これをすみやかに国際事務局に送付する必要がある。

規則 2(4)(b) **25.02** 事後指定を国際事務局に送付する際には、郵便、ファクシミリ（ただし、公式様式をファックスすること）又は電子的手段を利用することができる。テレックス及び電報での送付は認められない。

規則 24(9) **25.03** 実際には、官庁を通じて提出する必要があったのにもかかわらず（パラグラフ 21.01 及び 02 参照）誤って国際事務局に直接送付された事後指定については、事後指定とみなされず、送付者にはその旨通報される。

欠陥

規則 24(5)(a) **26.01** 事後指定に関して欠陥があるとみなされた場合、国際事務局はその旨を名義人に通報する。当該指定が官庁を通じて提出されたものであった場合、国際事務局はその官庁に対しても欠陥がある旨の通報を行なう。欠陥があるという通報を受けた官庁は、その裁量によって、取るべき措置を決定することができる。欠陥を是正するための措置を取ってもよいし、名義人に欠陥の是正責任がある旨を通報してもよい。あるいは、何の措置も講じないでいることもできる。

規則 24(6)(c)(i) **26.02** 事後指定に、以下に列挙する事柄に関連する欠陥があった場合には、また、当該指定が官庁を通じて提出されたもので、パラグラフ 25.01 で言及したように、欠陥が2ヵ月の期間内に（当該官庁又は名義人によって）是正されたときに限り、当の官庁が受理した年月日とその事後指定に付されることになる。これ以外の場合には、上記の欠陥が是正された年月日とその事後指定に付されることになる（ただし、国際事務局が欠陥がある旨の通報を行なってから3ヵ月以内是正されなかった場合には、この限りではない）。

国際登録の番号

指定締約国等の表示

事後指定に係る国際登録のすべての商品及びサービスの指定の表示又は事後指定がされる商品及びサービスの表示

別個の使用意思の宣言書（指定された締約国が、そのような宣

言を要求する場合);

* 1999年1月1日現在、いかなる締約国等もこのような別個にする宣言を要求していない。

そして、当該指定が官庁を経由して提出されたもので、パラグラフ 25.01 で言及したように、欠陥が2ヵ月の期間内に(当該官庁若しくは名義人によって)是正されたときに限り、当の官庁が受理した年月日とその事後指定に付されることになる。これ以外の場合には、上述の欠陥が是正された年月日とその事後指定に付されることになる(ただし、国際事務局が欠陥がある旨の通報を行ってから3ヵ月以内是正されなかった場合には、この限りではない)。

規則 24(6)(c)(ii),

規則 24(5)(b)

26.03 パラグラフ 26.02 に列挙した以外の欠陥であれば、事後指定の日付に影響を及ぼさない。しかしながら、国際事務局から通報があつてから3ヵ月以内にその欠陥を是正しなければ、当該事後指定は放棄されたとみなされることになる。この場合、国際事務局は、名義人に通報し、また、指定が官庁を通じて提出されたものであった場合には、当該官庁にも通報する。また、国際事務局は、支払われた手数料から基本手数料の半額を差し引いた額を、支払い者(名義人又は官庁)に払い戻す。

規則 24(5)(c)

26.04 1又は複数の締約国の指定が認められないと国際事務局が判断した場合(パラグラフ 22.01 及び 02 参照) 当該指定は、そのような締約国の指定を含んでいないものとみなされることになる。当該締約国の指定に関連して、それまでに支払われていた付加手数料又は個別手数料は、それを支払った者(名義人若しくは官庁)に払い戻される。このような欠陥が、指定された締約国のすべてに関連するものであった場合には、その事後指定は放棄されたものとみなされることになる。この場合、国際事務局は、基本手数料の半額を徴収する。

事後指定の記録

規則 24(7),

規則 32(1)(a)(v)

27.01 事後指定が該当要件をすべて満たしていると判断した場合、国際事務局はその事後指定を国際登録簿に記録し、次に指定された締約国等の官庁に通報し、さらには名義人に通報する。指定が官庁を通じて提出されていた場合、国際事務局はその官庁にも通報する。事後指定は、公報に公表する(パラグラフ 47.05 参照)

国際登録の変更又は取消

9 条

9 条 bis

28.01 申請により、国際事務局は以下に列挙する事項をすべて記録する。

商品及びサービスの一部若しくはすべてに関する、又は指定締約国等の一部若しくはすべてに関する、国際登録の所有権の変更

一部又はすべての指定締約国等に関する商品及びサービスの指定の限定

一部の指定締約国等に関するすべての商品及びサービスの放棄

名義人又はその代理人の氏名又は住所の変更
すべての指定締約国に影響を及ぼす、一部又はすべての商品及びサービスに関する国際登録の取消

申請の提出

- 28.02** 以下の場合には、申請書を官庁 本国官庁又はその他の関係する官庁のいずれかを通じて提出しなければならない。
- P 9 条 名義の変更の記録を申請する場合で、申請が名義人以外の利害関係者であるとき（譲渡人）
- 規則 25(1)(b)(i) 何らかの変更（名義人又は代理人の氏名又は住所の変更を除く）の記録を要求する場合で、その変更が協定に基づき指定された国に影響を及ぼすとき。指定された国、及び本国官庁に当たる官庁が存在する国の双方が協定の締約国等であった場合が、これに該当する。
- 規則 25(1)(b)(ii) 国際登録の取消の記録を申請する場合で、その取り消す予定の国際登録の対象となっている国のなかに、協定に基づき指定された国が含まれるとき。
- 規則 25(1)(b) **28.03** 上述した以外の場合には、名義人の裁量により、以下に列挙するもののなかから、変更の記録の申請を提出する方法を選択することができる。
- 名義人が直接提出する。
本国官庁を通じて提出する。
その他の関係する官庁が許可した場合には、その官庁を通じて提出する。
- 28.04** 変更若しくは取消の記録を求めた申請を提出する場合、官庁が手数料を徴収できるという規定はない。

申請に使用する言語

- 規則 6(2)(a)(i) **29.01**登録が、協定にのみ支配された国際出願により認められたもので、かつ、それまでに同じく協定に基づき事後指定を行なったことがあった場合には、変更若しくは取消の記録を国際事務局への申請するに際して使用する言語は、フランス語でなければならない。
- 規則 6(2)(b)(i) **29.02** それ以外の場合には、（国際出願に使用した言語に関係なく）英語又はフランス語のいずれかを関係する官庁が選択して、申請を行なうことができる。

申請書の様式及び内容

- 規則 25(1)(a) **30.01** 変更又は取消の記録を申請する際には、一通の公式様式により国際事務局へ提出しなければならない。パラグラフ 28.01 で列挙した変更の記録を申請する際には、それぞれ別の様式を用いるものと定められている。2以上の国際登録に使用する場合で、記録されるべき変更事項が同じであるときには、1通の同じ様式を用いることができる。様式の作成方法については、第 5 章パラグラフ 50.01 ~ 14、56.01 ~ 15、62.01 ~ 16 において詳しく述べてある。
- 30.02** 申請が官庁を通じて提出された場合、当該官庁は、実際に関係

する官庁としての事実を確認する必要がある。また、欠陥を避けるために必要な範囲内で、その申請が適切な様式に従っていることを確認し、またその内容をチェックすることも必要である。

規則 25(1)(c) **30.03** 変更又は取消の記録を官庁を通じて提出する際には、その官庁による署名がなくてはならない。当該官庁は、名義人若しくはその代理人又はその双方による署名を要求又は許可することもできる。

名義人の変更

31.01 国際登録の名義の変更は、その新しい所有者が国際出願をする資格を有する者であり、同時に、当該国際登録の効力が及ぶ締約国の各々に関する必要条件を満たしている場合に限り、国際登録簿に記録することができる。これについては、第 章にて詳しく述べてある（パラグラフ 60.01 ~ 06 参照）。

31.02 名義変更の記録の申請を提出する官庁が、指定締約国等のいずれかに関して、その変更が記録できない性質のものが含まれると判断した場合、当該官庁は、申請を提出した当事者にその旨を通報する必要がある。

A 9 条の 2 (1) **31.03** しかしながら、協定の 9 条の 2 (1) は、国際事務局に本国官庁以外の締約国等に営業所を有する者に譲渡した後の新しい名義人の国の官庁の同意を求めることを規定しているが、この規定はもはや適用されていない（パラグラフ B. 60.08 参照）。

欠 陥

規則 26(1) **32.01** 変更又は取消の記録を求める申請に欠陥があるとみなされた場合、国際事務局はその旨を名義人に通報する。また、申請が官庁を通じて提出された場合、国際事務局は、その官庁にも欠陥がある旨を通報する。欠陥がある旨の通報を受けた官庁は、その裁量により、どのような措置を取るかを決定することができる。欠陥を是正するための措置を講じてもよいし、名義人に是正責任があることを通報してもよい。また、何の措置も取らないでいることもできる。

規則 26(2) **32.02** 国際事務局から通報があった日より 3 ヶ月以内に欠陥が是正されなかった場合、その申請は放棄されたものとみなされることになる。この場合、国際事務局は名義人に適宜その旨を通報し、また、その申請が官庁を通じて提出されたものであったときには、その官庁へも通報する。また、それまでに支払われた手数料から関連手数料の半額を差し引いた分が、国際事務局から支払い者（名義人又は官庁）に払い戻される。

変更又は取消の記録

規則 27(1)(a),

規則 32(1)(a)(vii)

&(viii) **33.01** 申請に欠陥がないと判断した場合、国際事務局は、申請に従って国際登録簿に変更又は取消を記録し、次に関係するすべての指定締約国等の官庁に通報し、また、名義人にも適宜通報する。その記録が名義の変更に係るものである場合、国際事務局は（名義全部の変更の場合には）旧名義人に、又は、（名義の一部変更である場合には）譲渡又は他の方法でいんされた国際登録の当該部分の名義人にも通報する。この申請が官庁を

通じて提出された場合にはその官庁にも通報する。これは公報によって公表される。

- 規則 27(1)(a) **33.02** 取消の場合で、その取消の記録を求める申請が、協定の 6 条(3) 及び議定書の 6 条(3)で規定されているように、5 年の期間が終了する前に提出されたときには(パラグラフ 18.01 参照) たとえその取消の申請書が、その他の関係する官庁を通じて提出された、又は名義人から直接提出されたものであっても、国際事務局は本国官庁に取消の通報をする。

国際登録簿の更正

- 規則 28(1) **34.01** 官庁は、その裁量により、又は関係する当事者からの申請により国際事務局に国際登録簿の誤りを更正するように申請することができる。同様に、国際登録の名義人も、国際事務局にそのような誤りを更正するように申請することができる。国際事務局は、職権により、そのような更正を行なうこともできる。

34.02 官庁を通じて国際事務局に提出された書類と、その官庁に提出した書類との間の不一致が原因の欠陥が申し立てられた場合、関係する官庁は更正のためのあらゆる書類を提出しなければならず、出願人、名義人又はその代理人によって官庁に提出された一致させる内容を明らかにしなければならない。特に、指定締約国等の一覧又は商品及びサービスの指定を変更しようとする申請には、官庁に提出された一通の書類の写しを適切な証拠を添付して提出しなければならない。

34.03 このように、官庁又は名義人によって国際事務局に提出された書類と、その締約国等の登録簿に記載された内容との間の不一致が原因の欠陥が申し立てられた場合、締約国等の官庁は、更正のためのあらゆる書類を提出しなければならず、これには関連する事実の説明を含めなければならない。

34.04 旧規則 23(2)のとは対照的に、欠陥の更正の請求に時間的制限はないとされている。

規則 28(2),

- 規則 32(1)(a)(ix) **34.05** 国際事務局が、欠陥の事実を確認した場合、適宜、登録簿を是正する。この更正が影響する指定締約国等の官庁及び名義人にこれを通報し、公報にこの更正を公表する。

- 規則 28 **34.06** 官庁は、国際事務局に記録された更正の効果を拒絶することができる。協定及び議定書の第 5 条並びに規則 16 ~ 18 を準用する(すなわち、この拒絶は、通常と同様の手続及び(国際事務局が更正の通報を送付した日から起算された)期間内にされることを条件とする。)(パラグラフ 42.01 ~ 49.06 参照)

代理人の選任

- 規則 3(2)(a) **35.01** 国際出願の際に、国際事務局への手続きを代行する代理人を選任することができる。その際、(委任状などといった)その他の書類は一切必要ない。代理人の氏名及び住所を公式様式に記載するだけで十分である。同様に、事後指定、又は変更若しくは取消の記録を申請する際にも、代理

規則 3(2)(b)

人を選任することができる。その際には、選任する者の氏名を公式様式に記載し、その書面を官庁を通じて提出するだけでよい。

35.02 また、別個の通信においても、代理人を選任することもできる。この場合、出願人若しくは名義人、又は選任された代理人が直接、提出してもよいし、又は、(当該官庁が許可した場合には)本国官庁若しくはその他の関係する官庁を通じて提出してもよい。ただし、官庁には、そのような通信の送付を媒介する義務はない。また、官庁が、このような業務に対し手数料を徴収できるという規定はない。

35.03 代理人の住所など、代理人の選任に関連する要件や、選任に伴う変更若しくは取消の記録については、第 10.01 ~ 12.08 において記述されている。

35.04 代理人を選任する通信の送付をする官庁は、選任された者が、当該国の法律に基づき、標章に関連する事項において出願人又は名義人を代表する資格を有していることを確認する義務はない。当該官庁は、選任された代理人の住所がその領域外にあることを理由に、選任に不服を唱えることはできない。

指定締約国等の官庁から見た手続

国際登録の効果

4 条(1)

36.01 国際登録によって生じる保護の効果を、ある締約国へ拡張したい場合には、国際出願をする際に、その締約国等を具体的に指定すればよい。また、国際登録をした後に、締約国等を指定することもできる。国際登録が指定締約国等に及ぼす効果は、以下に述べるとおりである。

36.02 国際登録の日より(又は、事後指定の場合には、その指定の日より)指定された締約国等の官庁は、その標章登録を、当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えなければならない。つまり、締約国等の官庁へ保護の効果の拡張を求める申請は、少なくとも、同じ日にその同じ締約国等の官庁になされた通常の登録出願と同様に扱われる必要があるということである。

36.03 しかしながら、基本的な違いが存在する。標章の登録に関し、各国及び各地域の制度は、それぞれ大きく異なっている。職権による審査が行なわれた後にはじめて登録を行い、かつ第三者による異議申し立ても認めているという制度を採っている国又は地域もあれば、登録を単なる行政上の手続きとしている国又は地域もある。しかしながら、このように異なる制度も、登録が官庁による積極的な行為である点においては共通している。言い換えると、国内又は地域内での登録を求める願書が提出された場合、通常、その標章は、実際に登録簿に記録されない限り保護されることはないし、また、実際に登録簿に記録されるまで保護されることはない(たとえ、記録されたことにより、実際の記録日より前から保護の効果が発生したとみなされる場合でも同様である)。また、そのような出願の対象となっていたすべての商品及びサービスについて登録が認められる場合もあるし、その一部のみについて登録が認められる場合もある。

36.04 これとは対照的に、国際登録の対象となった標章は、指定締約国において自動的に保護されることになる。ただし、協定又は議定書に従い、またこれらが定めている期間内に、当該締約国等の官庁が実際に保護を拒絶した場合は、この限りではない。そのような拒絶の通報を、国際事務局に行なわなかった場合、あるいは、そのような拒絶を後に取り下げた場合には、当該指定締約国等は、国際登録の日より、当該標章を当該官庁に直接登録された標章と同じように保護しなければならない。すなわち、官庁が、規定された期間内に行動を起こさない限り、当該標章は保護されることになる。拒絶の対象に含まれるが、それが当該指定に関する一部の商品及びサービスに関する場合には、残りの商品及びサービスの保護の効果は残る。

協定又は議定書のいずれかに基づく指定

37.01 特定の締約国等を指定は、協定又は議定書のいずれかの規定に支配されることになる。期限、手数料及び使用する言語が異なるため、協定又は議定書のどちらが適用されるのかを知っておくことは重要である。どちらが適用されるかは、以下のようにして決定される。

指定締約国等及び本国官庁に当たる官庁が存在する締約国等(又は名義が変更された場合には、国際登録の名義人としての資格を有すると新しい名義人が主張する場合はその締約国等)の双方が、協定の加盟国である場合には、(たとえ、その双方又はいずれか一方が、同時に議定書の加盟国であっても)協定に支配される。

上記以外の場合には、議定書に従い、指定を行なうことになる。すなわち、指定された締約国等、及び本国官庁に当たる官庁が存在する締約国等が、双方とも議定書の加盟国であるが、いずれか一方のみしか協定の加盟国ではない(又は、双方とも協定の加盟国ではない)場合には、議定書に支配されることになる。

37.02 国際登録の名義が変更された結果、協定に基づき行なわれた指定が、議定書に支配される例も、あるいはその逆の例もある。たとえば、協定及び議定書の双方の加盟国が、同様に協定及び議定書の双方の加盟国の官庁を通じてされた国際出願において指定された場合、この指定は協定に基づき行なわれたということになる。しかし、この国際登録の名義が後に変更され、当該国際登録の名義人としての資格を有するという新しい名義人の主張が、議定書のみを加盟国を通じてなされた場合、それ以降、当該指定には、議定書に支配されることになる。しかし、このような変化の結果、すでに決着済みの事柄や、すでに開始された手続きに影響が及ぶことはない。個別手数料の支払い責任、指定締約国等が拒絶を通報するための期間(パラグラフ 44.03 から 06 参照)などといった事柄は、問題となっている指定が行なわれた際に適用されたのが協定であった場合には協定により、また、議定書であった場合には議定書によって支配される(すなわち、上記の例では、協定に支配されるということである)。しかしながら、そのような締約国に関して、後に国際登録を更新する際には、上述の例では、議定書が適用されることになる。

締約国等への指定の通報

規則 14(1),

規則 24(7)

38.01 標章を国際登録簿に登録した場合、国際事務局はただちに、指定された締約国等の官庁に通報する。この場合の通報は、公報で公表される情報と本質的に同じ形式のものとなる。同様に、事後指定を記録した場合にも、国際事務局は、関係する締約国等にすみやかに通報する。

38.02 通報には、当該国際登録の番号及びその国際出願又は事後指定に含まれていたすべてのデータが含まれる。特に、以下に挙げる事項が含まれる。

当該の国際登録又は事後指定の日付、及び優先権が主張された場合には、その主張された優先権についての表示。

当該国際登録の名義人の氏名及び住所、(情報が提示されている場合には)名義人が国籍を有する国、(名義人が法人の場合には)法人の性質及びその法人を組織する際に用いらされた法律に基づく国(さらに、適用される場合は、その国における地域単位)に関する表示。

標章の複製。国際出願に、白黒の複製及び色彩の複製の双方が含まれていた場合(パラグラフ 07.11 参照) 通報にもそれらの複製を含める。

標章に関するその他の情報。たとえば、以下に挙げる情報などが記載される。

標章が立体標章若しくは音響標章である、又は団体標章、証明標章若しくは保証標章であるという旨の表示。

色彩がその標章の識別性を有する特徴である旨の出願人の主張、その識別性を有する特徴であると主張する色彩についての言葉による説明、及び(そのような情報が提示されている場合には)そのそれぞれの色彩を表示する標章の主要部分についての言葉による説明。

標章についての言葉による説明。

標章に含まれる言葉及び文字の翻訳及び音訳。

名義人は当該標章が標準文字標章とみなされることを希望する旨の宣言書。

標章が図形の国際分類(ウィーン分類)に従って分類可能な場合には、その関連する分類の記号。ただし、名義人が前項に述べた宣言を行っていた場合には、この限りでない。関連する締約国等における保護を求める当該標章の商品及びサービス。

適用がある場合には、関連する締約国等において当該標章を使用する意思の独立した宣言書。

国際事務局が指定締約国等へ送付する通報には、当該締約国等の指定が、協定に支配されるのか、あるいは議定書に支配されるきもかが表示される。

指定の通報に使用される言語

規則 6(2)(a)

39.01 関連する指定のみならず、それ以前になされたその他の指定のすべても、協定の規定に従うべきものである場合、国際事務局がその指定

された締約国の官庁へ送る通報には、フランス語が使用される。

規則 6(2)(b)(iii)

39.02 その他の場合には、通報には、国際事務局に送付された国際出願に用いられていた言語（英語又はフランス語）が使用される。しかしながら、官庁は、国際事務局に送付された国際出願に用いられていた言語とは関係なく、指定の通報にはすべて英語又はフランス語を用いることを希望する旨を、国際事務局に通報しておくこともできる。

手数料

個別手数料

P8 条(7)(a)

40.01 議定書の加盟国は、指定を受けたそれぞれの国際登録及びその登録の更新に関し、いわゆる“個別手数料”(パラグラフ A.04.11 から 14 参照)の受領を希望する旨の宣言をすることができる。最初の指定に関連して徴収すべき個別手数料の額は、その締約国の官庁に直接、同じ数の類の商品及びサービスを対象とした標章の登録出願がなされ、当該標章を 10 年間登録するという場合に徴収する手数料から、国際事務局によってなされるため、省略することのできる手続き（たとえば、当該官庁は、商品及びサービスの分類分け、出願の公告をする必要がない、などの手続であって、国際事務局によってすでになされている手続をいう。）の費用を差し引いた額より安くなければならない。ある特定の締約国等に関する国際登録を更新するという場合の個別手数料についても、これと同じ原則が適用される。

規則 35(2)(a)-(b)

40.02 国際事務局に提出する宣言書のなかには、締約国の個別手数料の額（及び手数料の額が変わった場合には、その新しい額）を表示しなければならない（パラグラフ A.04.11 及び 12 参照）。その金額は、当該官庁が用いている貨幣単位で表すことが望ましい。この通過単位が、スイス通過単位以外のものである場合には、事務総長が、その官庁と協議のうえ、国際連合の公式の為替レートに基づいて、スイス通過単位で手数料の額を決定する。

為替レートの変動による影響

規則 35(2)(c)-(d)

40.03 締約国の通貨とスイス通貨との間の国際連合の公式の為替レートが、最後に手数料をスイス通貨で確定した際に利用した為替レートよりも、3 月間以上連続して 5 % より高い又は低い場合には、当該締約国の官庁は、事務総長に対し、新手数料を設定するように要請することができる。最後に用いられた為替レートからの変動幅が、3 月間以上連続して 10 % を超える場合には、事務総長は、自発的に行動を起こし、新しい手数料を設定することができる。このようにして設定された手数料の額は、公報により公表される。当該手数料の適用開始日は、事務総長によって決定されるが、通常、公報での公表の日から 1 ヶ月から 2 ヶ月以内の間に設定される。

未払いの個別手数料

40.04 個別手数料を徴収できるのは、その指定された締約国が、パラグラフ A.04.11 で述べた宣言を行っており、かつ、その指定が、手数料

の支払い期日の時点において、議定書に支配される場合に限られる。これ以外の場合に徴収できる手数料については、規則に別添されている料金表に定められている通りである。それぞれの締約国について付加手数料が設定されているが、1又は複数の追加手数料が設定されている場合もある。

締約国等への手数料の振替

付加手数料及び追加手数料

8条(5)-(6) **41.01** 国際事務局は、年頭に、以下の式に従って、付加手数料及び追加手数料から得た収入を締約国等に分配する：

それぞれの締約国について、その年の間に指定された回数を数える（事後指定及び更新を含む）。ただし、個別手数料が支払われなかった指定のみに限る。よって、個別手数料に関する宣言を行っていない締約国については、その回数は、全指定回数に一致する。個別手数料に関する宣言を行っている締約国については、協定に基づき指定された回数とその回数に該当することになる。

規則 37 次に、その回数に、次のようにして決定される係数をそれぞれ掛ける。

その官庁が、拒絶の絶対的理由のみを審査する場合には、係数は2となる。

その官庁が、相対的理由も審査するが、その場合に第三者による異議申立のみを根拠としている場合には、係数は3。

その官庁が、職権により、絶対的理由及び相対的理由の双方を審査する場合には、係数は4。

その官庁が、先行する権利を調査し、最も重要な先行する権利を表示する場合には、係数は同様に4。

このようにして計算された数字に基づき、付加手数料及び追加手数料から得た収入を分配する。

8条(7) **41.02** 議定書に基づき指定された際に、個別手数料の受領を希望すると宣言した締約国は、付加手数料及び追加手数料から得た収入の分配を受けることを辞退したことになる。しかしながら、そのような締約国が、同時に協定の締約国でもある場合には、当然、協定に基づき指定された回数に見合った分の分配を受けることになる。

個別手数料

規則 38 **41.03** 国際事務局が徴収した個別手数料は、締約国が国際事務局内に保有する口座に振込まれる。口座への振込みは、その手数料の支払い対象の国際登録、事後指定、若しくは更新が記録されてから1ヵ月以内に行なわれる。口座への振込額は、当該締約国の関係する当局が出した指示に従って、決定される。

その他の歳入

8条(4) **41.04** 年間の余剰金は、（これは、標章の国際登録システム運営において国際事務局が負った費用を削除した後の付加手数料及び追加手数料以

外の国際登録による様々な料金の受領の結果をいう。)マドリッド同盟の加盟国の間で均等に分配する。

保護の拒絶

42.01 38.01 及び 02 で述べたように、国際登録若しくは事後指定の通報を受けた官庁は、当該官庁の登録簿への登録出願を審査するのと同じ方法で、その国際登録若しくは事後指定を審査することができる。当該国際登録が、そのような登録出願に適用される法律の規定に合致していないと判断した場合、当該官庁は、保護を認めないという旨の宣言をすることができる。保護が求められている商品及びサービスのすべてについて、保護を拒絶することも、また、その一部についてのみ保護を拒絶することもできる。

42.02 また、指定された締約国において当該標章が保護されることに異議のある第三者によって提起された異議申し立てに基づき、保護を拒絶することもできる。そのような異議申し立ては、通常（しかしながら、必ずしもこれに限られない）その異議申し立てを行った者が所有する先行する権利（特に、先に登録された標章）に基づきなされるものである。

拒絶の理由

5 条(1)

43.01 拒絶が可能なのは、パリ条約の下に認められる理由を根拠としている場合のみである。パリ条約の第 6 条の 5 によると、本国官庁に正式に登録されている標章については、以下に列挙する理由に基づいてのみ、保護を拒絶することができる。

その標章が、関連する締約国等の第三者が取得している権利（たとえば、先の登録によって生じた権利など）を侵害する場合。

その標章に、識別力を有する特徴が欠けている場合、若しくはその標章が専ら、商取引の際に、商品の種類、品質、量、意図された使用目的、価値、出所、若しくは生産の時を表すのに役立つ記号若しくは表示から成り立っている場合、又は、その締約国の言語において、若しくはその締約国における善意の、かつ確立した習慣のなかで、慣用的なものとなっている記号若しくは表示から成り立っている場合。

その標章が、倫理道德若しくは公序良俗に反する、特に、公衆を欺く性質のものである場合。しかしながら、標章に関する法律の規定（公の秩序に関するものを除く）に一致していないという理由のみに基づき、ある標章を公序良俗に反するとみなすことはできない。

しかしながら、第 6 条の 5 は、パリ協定の第 10 条の 2 の適用を妨げるものではない。よって、指定された締約国における国際登録の名義人による標章の使用若しくは登録が、工業上及び商業上の公正な慣習に反するという場合には、保護を拒絶することができる。

43.02 厳密に言うと、パリ協定の第 6 条の 5 は、問題となっている標章が本国に登録されている場合にのみ適用されるものである。特に、（協定が適用される締約国の指定の場合には、必ずそうでなければならないように）国際登録が登録に基づきなされたものである場合には、必然的に当該規定が適用されることになる。よって、原則として、国際登録が本国にお

ける出願に基づきなされたものである場合には、官庁は、第6条の5で言及されている以外の理由に基づき保護を拒絶する資格を有することになる。しかしながら、実際には、このような厳密な立場が取られていないのには正当な理由がある。まず第一に、そのように2つの異なる立場を取ると、官庁及び名義人の双方にとって不都合が生じるためである。次に、第6条の5を適用するのを、問題となっている標章が本国に実際に登録されている場合に限っている理由の1つに、本国による保護に適さない標章に当該規定が利用されるのを防ぐということがある。しかしながら、本国官庁が、ある標章を保護するに適しないと判断した場合（あるいは、商品及びサービスの一部のみについて保護し得ると判断した場合）、その本国官庁は、国際登録の該当部分の取消を要求することになる（18.01 から 06 参照）。また、このことは、指定された締約国等に求められる保護の範囲にも反映することとなる。さらには、このことは、当該標章が本国官庁にまだ登録されていないものであっても、パリ条約に加盟しているその他の国、たとえば当該国が協定又は議定書のいずれの加盟国でなかったとしても、当該国で登録されている場合に、拒絶の理由を第6条の5で言及した理由に限定するという要件を満たすことにもなるのである。

43.03 38.02 で述べたように、名義人はその標章が標準文字とみなされることを希望するという旨の宣言書を指定の通報に含めることができる。しかしながら、（アクセント符号等の）付加記号を標準文字とみなす国もあれば、みなさない国もあるため、この標準文字の問題は簡単に判断できるものではない。よって、そのような宣言書がいかなる効力を持つかは、それぞれの締約国等の判断に完全に委ねられることになる。たとえば、官庁（若しくは、裁判所）は、保護の及ぶ範囲若しくはその他の標章との抵触などといった問題を決定する際に、そのような宣言を無視することもできる。そのような場合、指定された締約国の官庁は、国際登録の対象となった標章に、便宜上、ウィーン分類の分類記号を自由に付与することができる（ただし、標準文字の宣言がなされている場合、国際事務局は、ウィーン分類を適用していないはずである）。

43.04 国際事務局は、締約国等への領域指定を通報する前に、協定又は議定書及び規則で定められている、所定の様式に関するすべての要件が満たされていることを確認している。よって、官庁が、様式若しくは提出方法に関する理由をもとに、拒絶を申し立てるといった事態が起きることは決してないはずである。また、その締約国等が、標章を使用する意思の宣言書を必要とし、かつ、その宣言書を個別の文書にしたため、出願人の署名を入れることを求める場合、国際事務局は、その国際登録若しくは事後指定を当該締約国に通告する前に、関連要件がすべて満たされていることを確認している（10.04 及び 05 参照）。使用意思の宣言書を必要とするものの、個別の文書を用いることを求めている締約国の場合には、その国際登録の文書若しくは事後指定の文書の題目が示しているとおり、その出願人若しくは名義人は、当該締約国を指定した際に、必要な宣言をしたとみなされることになる。さらには、ある特定の締約国がその他のさまざまな表示を要求している場合、そのような表示が国際登録若しくは事後指定に含まれていることを国際事務局は確認している。

P 4 条(1)(b)

43.05 また、官庁が、国際登録簿に記載されている商品及びサービスの分類に異議を唱えることも認められない。標章の保護は、国際登録簿の記録事項によって決定される。たとえ、官庁が分類に同意しなかったとしても（この場合の分類とは、当然のことながら、国際事務局の承認を得たものである）国際登録簿に記載された分類が変更されることはないため、そのような理由に基づき拒絶を申し立てても、何の効力も有しない。しかしながら、官庁は当然、たとえば、先の抵触する標章を検索する際などに、その分類を独自に解釈して用いることは可能である。実際、締約国は、標章の保護の範囲を決定する際に、記載されている区分により束縛されることはないという明確な規定がある。

43.06 用語があまりにも広範囲、若しくはあまりにも漠然としていると判断した場合には、官庁は異議を唱えることができる。そのような異議は、部分拒絶という形を取ることであり、結果として、国際登録簿のその締約国等に関する記録のなかで、その広い、若しくは漠然とした用語は、より厳密な、若しくは正確な用語に置き換えられることになる。これはつまり、その締約国における保護の範囲が制限されるということである。

5 条(1)

43.07 締約国等において適用されている法令が、ある一定の数の類に関する登録のみしか認めない、若しくは限られた数の商品及びサービスに関する登録のみしか認めないものであっても、そのような理由のみに基づき、保護を拒絶することは、たとえ部分的であっても認められない。たとえ、法令により、その官庁に直接される 1 の出願に含められる類の数は 1 のみと規定されている締約国の場合でも、複数の数（42 類全部でもよい）の類の商品及びサービスが対象に含まれている国際登録を保護することを承認しなければならない。

拒絶の通報

44.01 拒絶をする場合には、国際事務局に通報しなければならない。その際には、拒絶の理由をすべて開示しなければならない。また、拒絶の通報は、当該官庁に適用される法律により定められている期間内に送らなければならない。つまり、国際登録を、その官庁に直接された出願よりも不利に扱うことはできないということである。また、拒絶の通報は、44.03 から 06 で述べるように、協定若しくは議定書の第 5 条(2)で定められている適切な期限内に送らなければならない。

規則 17(1)

44.02 1 件の国際登録につき、通報は 1 通ずつしなければならない。よって、たとえば、日付が同じで名義人も同じ、かつ関連する標章も酷似するという複数の国際登録について、同じ理由に基づき拒絶をするという場合にも、それぞれの登録について 1 通ずつ別個に拒絶の通報を送らなければならない。

拒絶の通報の期限

44.03 通報は、協定若しくは議定書の第 5 条(2)で規定されている期間内に送らなければならない。問題となっている領域指定が、
協定に支配されるものである場合、若しくは、
議定書に支配されるものであるが、指定された締約国が、議定書の 5(2)(b)で規定されている宣言を行っていない場合には、
期限は 1 年である。この期限は、官庁が職権により提示した理由に基づく拒絶、若しくは異議申し立てに基づく拒絶のいずれかを問わず、拒絶を

通報する際にはすべて適用される。

44.04 問題となっている指定が、議定書に従うべきものであり、かつ、指定締約国等が議定書の第5条(2)(b)で規定されている宣言を行なっている場合には、期限は18ヵ月である。さらに、その締約国が、議定書の第5条(2)(c)で規定されている宣言も同時に行なっている場合には、以下に記す2つの条件を双方とも満たしていることを条件に、異議申し立てに基づく拒絶を、この18ヵ月の期限が切れた後に送ることも認められている。

当該官庁は、18ヵ月の期限が切れる前に、国際事務局に対し、期限が切れた後に異議申し立てが提起される可能性があることを通報しておかなければならない。

拒絶の通報は、以下の期間内に国際事務局に提出しなければならない。

異議申し立ての期限が切れてからの1ヵ月

異議申し立ての期間の開始から7ヵ月

のいずれか一方のうち、早いほうの期間。

規則 18(1)(a)(iii) **44.05** 44.03 及び 04 で述べた期間の開始日は、国際事務局が当該国際登録若しくは事後指定を記録した日となる。すなわち、指定の通報が当該締約国等へ送られた日に一致すると理解されている。

5 条(5) **44.06** 適切な期間内に、国際事務局に暫定的な拒絶若しくは最終的な拒絶を通報しなかった場合、その官庁は、その国際登録に対して保護を拒絶する権利を失う。協定及び議定書の文脈から判断して、この“拒絶”という言葉の意味には、明らかに、暫定的な拒絶も含まれる。すなわち、締約国等の官庁が提起した拒絶理由を表示した通信も含まれるということである。(“暫定的な拒絶”及び“最終的な拒絶”の語は、規則では使用されておらず、拒絶の最初の理由並びに最初の拒絶の理由の後の様々な事実及び決定の通報を区別するものである。これらの語は、国際事務局に官庁によって送付される通報においてなるべくなら使用しないほうがよい。)また、同様に、異議申し立ての場合、その異議申し立ての理由を表示した通報についても期限内に提出しなければならない。官庁は、44.03 及び 04 で述べた期限内に、拒絶の最終決定を下す必要はない。しかしながら、この期限が切れた後に、拒絶の新たな理由を提起することはできない。

拒絶の通報に使用する言語

規則 6(2)(a),

規則 6(2)(b)(i) **44.07** 関連する領域指定のみならず、それまでになされたその他の領域指定についてもすべて、協定の規定に従うべきものであった場合、官庁は、国際事務局に拒絶の通報をするに際して、フランス語を用いなければならない。その他の場合には、通報を行なう官庁の裁量により、英語若しくはフランス語のいずれかを選択することができる。

拒絶の通報の内容

45.01 拒絶の通報は、当該国際登録の名義人に、できるかぎり必要な情報を提供するものでなければならない。特に、以下に列挙する事柄を記載する必要がある。

拒絶の理由

当該拒絶に対する再審査又は抗告が可能であるか否か。また、可能な場合で、名義人が希望するときには、どれくらいの期間内に、いかなる手続を取れば、そのような再審査又は抗告を申請することができるのか。

その拒絶が全部に係るものであるか、若しくは部分的なものであるか。36.04 で述べたように、国際登録は、保護を拒絶されないかぎり、指定締約国等において保護され、また、保護を拒絶されなかった範囲において、指定締約国等において保護される。よって、部分的な拒絶の場合には、名義人は何の対応もせず、保護の対象となる商品及びサービスの範囲が限定されたことを受け入れることもある。

また、名義人には、たとえば、後日、異議申し立てが提起される可能性に関連して、当該指定締約国等の官庁に対し、いかなる手続を取るべきなのかを通報する必要がある。

- 規則 17(1)-(2) **45.02** 拒絶の通報には、関連する国際登録の番号、なるべくなら、標章の言語的要素又は基礎出願若しくは基礎登録の番号等の国際登録の同一性を確認できるその他の表示を含ませなければならない。また、通報を行なっている当該官庁の名称を記し、その官庁による署名及び日付を入れなければならない。

拒絶の理由の表示

- 規則 17(2)(iv) **45.03** 拒絶の根拠となった理由はすべて、対応する法令の本質的規定の言及とともに、表示しなければならない。通報には、たとえば、当該標章は、保護が求められている商品及びサービスのすべてに、若しくは一部に関して、記述的とみなされる、若しくは公衆を欺くものとみなされる、又は、当該標章は、当該締約国等において、商品及びサービスの取引を行なう上で一般的に使用されるようになった用語とみなされる、よって、引用した法律に従い、これらの商品及びサービスに関して保護を拒絶する、などのような記述をすることができる。引用した法律は、その法律の名称及び該当する条若しくは項の番号を記すなどして、明らかにしなければならない。該当する法律の写しを、拒絶の通報とともに送付すると、名義人には有益な情報となる。

相対的理由に基づく拒絶

- 規則 17(2)(v) **45.04** 拒絶の理由が、当該標章が先行標章に抵触するというものである場合、通報には、先行標章に関する情報をすべて表示しなければならない。表示しなければならない情報とは、その先行標章の番号及び出願日、優先日、登録日及び登録番号（もしあれば）、名義人の氏名及び住所、標章の複製、及び当該標章に関連する商品及びサービスについての表示である。標章を付すべき商品及びサービスについての表示としては、その保護されている先の標章に関するすべての商品及びサービスのリストを掲載したものでよいし（たとえば、その国若しくは地域の登録簿の該当箇所を複写する）あるいは、その2つの標章が抵触すると考えられる要因となっている商品及びサービスのリストを掲載したのもよい。ただし、通報には、この2つのうちのいずれの方法を取ったかを明記する必要がある。この商品及びサービスのリストは、その先の登録若しくは出願で用いられた言語のままのものでよい。

45.04A 旧規則のもとでは、国際登録に関してその先行する標章の複製を提供する必要がないとされていた。しかしながら、現行の規則においては、標章の複製はどのような場合でも表示しなければならない。ただし、標章が言葉や文字のみから構成されていて、識別力を有する要素や特別な態様を含まない場合には、拒絶の通報に当該標章をタイプすれば足りる。

45.05 通報には、その先行する標章が、登録されたものであるか、あるいは審査中の出願であるのかを明らかにしなければならない。また、先の登録若しくは出願が、その拒絶の通報を行なっている当該官庁になされたものであるか、又は、たとえば、広域出願若しくは広域登録であるか、あるいは先の国際登録であって、当該締約国等が保護しているものであるかを明記する必要がある。

異議申立てに基づく拒絶

規則 17(3)

45.06 異議申立てに基づく拒絶の場合には、45.02 から 05 で列挙した事項に加え、異議申立てがあったという事実、及び異議申立人の氏名及び住所を通報に表示しなければならない。また、その異議申立の対象となっている商品及びサービスのリストも掲載しなければならない。あるいは、その抵触する先の出願若しくは登録の対象となっているすべての商品及びサービスのリストを添付することもできる。このようなリストは、先の出願若しくは登録に使用された言語のままでもよい。

部分的な拒絶

規則 17(2)(vi)

45.07 拒絶の対象に、すべての商品及びサービスが含まれない場合、拒絶の通報には、拒絶の対象となる商品及びサービス、あるいは対象に含まれない商品及びサービスを表示しなければならない。たとえば、通報には、当該国際登録の対象となっている商品及びサービスのうち、ある特定のものに関しては保護を拒絶すると記述してもよいし、あるいは、当該標章は、当該締約国等において保護されるが、通報に記載した商品及びサービスに関連してのみ保護を認めると記述してもよい。

45.08 36.04 で述べたように、国際登録の対象となっている標章は、保護が拒絶されないかぎり、自動的に指定された締約国において保護され、また、保護が拒絶されなかった範囲において、自動的に保護されることになる。よって、通報が、保護を求めた商品及びサービスのすべてについて保護を拒絶するという内容のものでない場合には（その通報が、ある特定の商品及びサービスについて保護を拒絶するという形式をとったものであるか、あるいはある特定の商品及びサービスについてのみ保護を認めるという形式をとったものであるかに関係なく）保護を拒絶されなかった商品及びサービスに関しては、名義人から何の応答がなくとも、自動的に保護が保証されることになる。

将来の手続に関する手引

規則 17(2)(vii)

45.09 拒絶の通報には、その拒絶に対する再審査若しくは抗告が可能であるか否かを表示しなければならない。可能な場合には、名義人が当該拒絶に対し異議を唱えたいと希望したときに、いかなる手続を取るべきなのかについても記述しなければならない。たとえば、再審査の申請若しく

は抗告の通報は、その官庁にすべきである、あるいは裁判所になすべきであるというように記述したのもよい。その際、再審査又は抗告の申請の期限を明記する必要がある。ただし、当該拒絶の通報は国際事務局を通して名義人に転送されるということ、及び名義人は、当該締約国等において代理人を探し、法律的な問題に関する助言を得る必要が生じる可能性があるということらを考慮に入れた上で、妥当な長さの期限を設定するべきである。

45.10 たとえば、再審査若しくは抗告の申請を、当該締約国の領域内に住所がある代理人を介して提出しなければならないような場合や、その領域内にある文書の送達のための宛名を明らかにしなければならない場合など、拒絶を通報した当該官庁への代理人に関する要件があれば、それを拒絶の通報において表示する必要がある。

規則 17(2)(viii),

規則 18(1)(iii)

45.11 拒絶を宣言した年月日は、必ず表示しなければならない。消印から日付が読み取れない場合、この年月日が、官庁より拒絶の通報が送達されたとみなされる日を確定するのに役立つ場合があるためである。

異議申立てが提起される可能性

45.12 拒絶に対する再審査若しくは抗告が可能な場合で、そのような再審査若しくは抗告の後に、異議申立てが提起される可能性があるときには、その旨を拒絶の通報において表示する必要がある。同様に、拒絶の対象となるのが一部の商品及びサービスのみであり、よって、名義人が何の応答もしなかった場合には、残りの商品及びサービスについては保護が保証されるというときには、もし、その残りの商品及びサービスに関連して、後に異議申し立てが提起される可能性があるならば、その旨を拒絶の通報に明記する必要がある。この際、もし、異議申し立て期間の開始年月日と終了年月日がすでにわかっているならば、その年月日についても表示する必要がある。

拒絶する意思がない旨の通報

46.01 官庁が保護を拒絶しないと判断した場合には、通報を送る必要はない。拒絶の通報が、適当な期間内（1年若しくは18ヵ月）に送達されなかった場合、名義人には、当該締約国等において、自己の標章が申請した商品及びサービスのすべてについて保護されるということがわかるからである。しかしながら、官庁は、たとえば、職権により保護を拒絶する意思はないものの、異議申し立てが提起される可能性があることを名義人に通報し、異議申し立てが可能な期間がいつからいつまでなのかを知らせることができる。（この場合の異議申し立てとは、拒絶を通告するための12ヵ月若しくは18ヵ月の期間内に提起されたもののことを指す。期限切れ後の異議申し立てについては、47.01 参照）。しかしながら、そのような通報を送達しようという官庁は、これを名義人に直接送達しなければならない。国際事務局を介して送達するという規定は設けられていない。

異議申し立ての提起が遅れる可能性がある旨の警告

規則 16(1)(a),

規則 16(1)(b)

47.01 44.04 で述べたように、議定書に基づき領域指定を行なう場合で、その指定締約国等が第5条(2)(b)及び(c)で述べた宣言を行なってい

るときには、拒絶を通報するための18カ月の期限が切れた後に、異議申立てに基づく拒絶を通報することが認められる。しかしながら、当該規定が適用されるのは、そのような可能性がある旨を、18カ月の期限が切れる以前に、当該官庁が国際事務局に通報する場合に限られる。ただし、この場合に、当該締約国等を指定する国際登録のすべてについて、通報期限が切れた後に異議申立てが提起される可能性があるという旨の一般的な宣言を国際事務局に送達すれば足りるということではない。すなわち、1件の指定につき、それぞれ具体的にそのような可能性があるという旨の通告をしなければならないのである。よって、異議申し立てのための期間が、18カ月の期限が切れる以前に終了すると完全にわかっている場合を除き、それぞれの指定に関し、官庁が国際事務局に最初を送る書信の中で、常にこの旨を表示しておくようにすることが望ましい。この書信を送る時点で、異議申し立て期限がいつ開始し、いつ終了するかがわかっている場合には、その開始年月日及び終了年月日を記載しておくべきである。まだ明らかになっていない場合には、わかりしだい、国際事務局に通報する必要がある。

47.02 前節で述べたように、期限後に異議申立てが提起される可能性があるという旨の警告を行なっている場合、官庁は、18カ月の期限が切れた後に、異議申立てに基づく拒絶を通報することができる。この規定の適用を理解するために、以下に例を挙げて説明する。

商品(X + Y + Z)を対象とした国際登録に関連し、特定の締約国等が指定される。

審査の結果、その締約国の官庁が、対象となっている商品の一部(X + Y)について、標章の保護を拒絶すべきであるが、残りの商品(Z)に関しては、標章の保護を認めるべきであると結論し、指定の通報が送られた日から9ヵ月後に、商品(X + Y)について保護を拒絶するという旨の通報を行なったとする。この通報には、当該拒絶に対する再審査を申請したい場合には、名義人は6ヵ月以内に当該官庁にその旨を通報する必要があると記述される。また同時に、名義人には、当該官庁によって採用された理由と異なる決定がなされた場合に、たとえ、それが指定の通報の日から18ヵ月の期間が経過した後であったとしても、第三者によって異議が申し立てられる可能性がある旨が通報される。また、この通報には、名義人が、この6ヵ月という期間内に何の応答もしなかった場合、その標章は、当該締約国において、商品(Z)に関しては保護されることになるが、商品(X + Y)については保護が拒絶されたとみなされることになり、そうなった場合、官庁はその旨を公表し、さらに、その公表の日から4ヵ月以内に商品(Z)に関する保護に対し、異議が申し立てられる可能性があるという旨も記載されることになる。

名義人が6ヵ月以内に、商品(X + Y)に関する拒絶の再審査を申請したとする。再審査の結果、商品(X)については保護を拒絶するが、商品(Y)については保護を認めるという決定が下される。すると、当該官庁は、当該標章は商品(Y + Z)に関して保護が認められるという旨を公表し、同時に、当該公告の日より4ヵ月以内に異議の申し立てが可能であるという旨を公表する。また、名義人には当該決定を通報するが、その通報には、当該決定が公表されているという事実とともに、その公表の日付、及び異議申し立ての期間が表示される。

あるいは、名義人が、商品（X + Y）に関して保護を拒絶する旨の通報に対し、官庁が規定した期間内に何の応答もしなかったとする。すると、この期間が切れた時点で、官庁は、当該標章は商品（Z）に関して保護されるという旨を公表し、同時に、この公告の日より4ヵ月以内に異議の申し立てが可能であるという旨を公表する。名義人に対しては、このような公表が行なわれている旨を通報し、それとともに、その公表の日付及び異議申立ての期間を知らせる。

上述の例は、単に説明のためのものである。これ以外にも、さまざまな事例があると考えられ、詳細は、それぞれの締約国の法律に従って、異なってくるだろう。

18ヵ月の期限が切れる間に提起された異議の申し立て

規則 16(1)(c) **47.03** 18ヵ月の期限が切れる前の30日以内に異議申立て期間が満了すると国際事務局に通報している場合、その官庁は、この30日の間に提起された異議申立てに基づき、保護を拒絶することができる。ただし、異議申し立てが提起された日より1ヵ月以内に、国際事務局に対し、拒絶の通告をしなければならない。たとえば、18ヵ月の期限が5月28日に切れると仮定して、官庁が国際事務局に対し、異議申立て期間が5月17日に終了すると通報していた場合、4月28日以降に提起された異議申立てに基づき、拒絶をすることができることになる。ただし、この場合、拒絶の通報を1ヵ月以内に国際事務局に送付しなければならない。よって、たとえば、5月15日に異議申立てが提起されたとする、拒絶の通報を6月15日以前に送れば、この異議申立てに基づく拒絶が認められるということである。

拒絶の通報の欠陥

規則 18(1)(a),
18(2)(a) **48.01** 拒絶の通報に、以下に列挙する欠陥があるとみなされた場合、関連する国際登録の番号が表示されていない場合（ただし、通報に記されているその他の情報により、いずれの国際登録であるか識別できる場合は除く）；
拒絶の理由が示されていない場合；
該当する期間（44.03 から 06 参照）の経過後に送達された場合；
国際事務局は、当該通報を送達した官庁に対し、当該通報が拒絶の通報とはみなされない旨を通報する。通報の内容に関する欠陥があった場合には、欠陥を是正し、新たに通報を送り直すことができる。ただし、この新しい通報についても、定められた期間内に送らなければならない。

48.01A 関連する国際登録の番号を表示するという要件は、当該番号が事実上間違っている場合に満たされないこととなる。拒絶の理由に表示された番号が、拒絶が関連する国際登録ではないと分かった場合に、当該拒絶は拒絶とはみなされない。例外は、その他の表示によって正しい番号が認識されることが可能な場合である。しかしながら、これらの表示は、国際事務局に確信を持って国際登録の更正をさせることを可能にしなければならない。例えば、これらが、単に特定の国際登録が十中八九、正しいとすることを指す場合、又は正しい国際登録がいくつかの中の一つである（例

えば同じ名義人の名義である) というような場合には十分ではない。

規則 18(2)(b) **48.02** 18 ヶ月の期限が切れた後に異議申立てに基づく拒絶を通報する可能性がある(47.01 参照) という情報を、その18 ヶ月の期限が切れた後に送達した場合、国際事務局は、情報を送った官庁に対し、当該情報は送られていないとみなすと通報する。

規則 18(2)(c) **48.03** 18 ヶ月の期間の後に、異議申立てに基づく拒絶が通報された場合で、そのような可能性がある旨の通報が事前に行なわれていなかったとき(47.01 参照) 若しくは、期間が遅すぎる旨の通報がされたとき(48.02 参照) には、国際事務局は、その拒絶の通報が拒絶の通報とはみなされない旨を、当該官庁に通報する。

規則 18(1)(a)(iii) **48.04** 拒絶の通報が、定められた期間内に送達されたか否かを判断するために、郵便によって送られた通報の送達日は、その消印に一致するものとみなされる。消印が判読不可能な場合、若しくは押されていなかった場合、国際事務局は、その通報を、実際に受け取った日より20日前に送達されたものとして扱うことになる。しかしながら、この日付が、拒絶の日付として通報のなかに表示されている日付よりも前のものであった場合には、通報のなかに表示されている日付を送達の日として扱うことになる。通報が宅配サービスによって送られてきた場合には、宅配サービスの記録をもとに、送達日を判断する。

規則 18(1)(c) **48.05** 拒絶の通報に、以下に列挙する欠陥があると判断した場合、タイプされていない、若しくは印刷されていない。
当該通報を送達した官庁の署名がない。
言語に関する要件を満たしていない(44.07 参照)。
拒絶を言い渡した年月日が記されていない。
拒絶の理由として、国際登録された当該標章が先の標章に抵触することを挙げているにもかかわらず、45.04 に記した情報が提供されていない。
拒絶の対象となるのは、すべての商品及びサービスではないと表示されているにもかかわらず、45.07 で述べた情報が提供されていない。
当該拒絶に対する再審査若しくは抗告が可能であるにもかかわらず、45.09 で述べた情報が提供されていない。
異議申立てに基づく拒絶であるにもかかわらず、45.06 で述べた情報が提供されていない。

国際事務局は、当該通報を送達した官庁に対し、通報を2 ヶ月以内に是正するように求める。要求に従い、通報が是正された場合には、もとの(欠陥のある)通報が国際事務局に送られた日が、通報送達の日とみなされることになる。言い換えると、定められた期間内に送られたものの、当パラグラフで記述した欠陥があった場合には、たとえ、通報期間後ではあっても、この2 ヶ月の是正期間内に欠陥を是正すれば、当該通報は、通報期間後に送達されたとみなされないということである。欠陥が、2 ヶ月の是正期間内に是正されなかった場合には、国際事務局は、当該通報を送達した官庁に対し、その通報が拒絶の通報であるとみなされない旨を通報する。

48.05A 官庁が、再審査又は抗告の申請のための期間を特定する拒絶の通報を是正する場合には、妥当である場合に、新しい期間(例えば、是

正された通報が国際事務局に通報された日から始まるなど)を特定しなければならぬ。

規則 18(1)(b),

18(1)(c), 18(2)(c) **48.06** 国際事務局が、拒絶の通報を送った官庁に対し、当該通報が拒絶の通報であるとみなされないと通報した場合でも、名義人には、その通報の写しを郵送し、それが拒絶の通報であるとみなされない旨、及びその理由を通報する。同様に、国際事務局が、官庁に対し、欠陥のある通報を是正するように求めた場合も、名義人に、その欠陥のある通報及び是正の通報の写しを送達する。

拒絶とはみなされない拒絶の及ぼす効果

48.07 国際事務局が、拒絶の通報を送達した官庁に対し、当該通報が拒絶の通報とみなされないと通報した場合、その通報が及ぼす効果は、当該官庁が拒絶を言い渡さなかった場合と同様である。

事後の手續

拒絶の記録及び通信

規則 17(4)(a)

規則 17(5)

49.01 拒絶の通報を受け取った場合、国際事務局は(当該通報が拒絶の通報とみなされなかった場合 48.01 から 06 参照 を除き) 通報に含まれていた情報とともに、当該拒絶に関して国際登録簿に記録し、拒絶が送られた年月日を表示する(若しくは、送られたとみなされる年月日を表示する 48.04 参照)。次に、国際事務局は、その通報の写しを名義人に送達する。同時に、問題となっている国際登録の本国官庁がその旨の希望を国際事務局に通報している場合に限り、当該本国官庁にも、写しを送達する。(協定に基づく旧規則で定められていた手續の方法とは異なっている。旧規則に従うと、拒絶の通報はすべて自動的に、本国官庁にその写しが送られることになっていた。)

名義人からの応答

49.02 拒絶を通報した官庁に対して取ることができる事後の手續は、その官庁に直接なされた登録出願に関連して取ることができる事後の手續と、できるかぎり同じものでなければならない。名義人が、たとえば、再審査若しくは抗告を申請するなどして、当該拒絶に対し何らかの応答をしたいと希望する場合、名義人は、当該官庁に直接、そのような応答をする必要がある。すなわち、国際事務局に対して、そのような応答をしてはならないということである。その官庁は、名義人に対し、通常の手続要件、たとえば、通信に応答するための期限、代理人の選任、若しくはその領域内における通信の宛名などに関する要件を満たすように求めることができる。

事後の決定についての情報

規則 17(4)(b)(i)

49.03 拒絶の通報を送達した官庁が、再審査若しくは抗告の申請書を受け取った、若しくはそのような申請があること(たとえば、裁判所に提起されたという事実)に気づいた場合、当該官庁は、国際事務局とその官庁の間で同意された方法で、その事実がある旨を国際事務局に知らせな

ればならない。同様に、拒絶の通報に再審査若しくは抗告の申請書の提出期限を表示したものの、当該官庁が知るかぎりにおいて、そのような申請がなされないまま提出期限が切れたという場合には、当該官庁はその旨を国際事務局に通報しなければならない。

規則 17(4)(b)(ii) **49.04** 再審査若しくは抗告に関連して、最終決定が下された場合、あるいは、再審査若しくは抗告の申請が取り下げられた場合、拒絶の通報を送った官庁は、できるだけ早く、その最終決定若しくは申請が取り下げられた旨を国際事務局に通報しなければならない。この規定は、その官庁が、再審査若しくは抗告を求める申請書が提出された旨を国際事務局にすでに通報していた場合にも、通報していなかった場合にも、適用される。“最終決定”とは、行政上又は司法上の再審査又は抗告がもはやできなくなったことをいう。そのため、もしそれが、裁判所又はその他の主体によって再審査又は抗告の可能性がある場合には、官庁による決定は最終決定ではない。そのような決定は、再審査又は抗告の申請に許される期間がすぎると国際事務局に通報すべきではない。

規則 17(4)(c),
規則 17(5)

49.05 国際事務局は、49.03 及び 04 で述べた事実及び情報を受けた場合、これを国際登録簿に記録する。同時に、国際事務局は、そのような情報を名義人にも送り、また、本国官庁がそのような情報の提供を希望する旨を国際事務局に通報していた場合には、その官庁にも当該情報を送る。

49.06 官庁は通常、そのような決定に関する情報を、当該官庁に対する手続を代行するために名義人より選任された代理人に送る。しかしながら、同時に、名義人（若しくは、代理人がいる場合には代理人）は、国際事務局を通じてそのような情報の写しを受け取ることとなる。

国際登録の変更

50.01 国際事務局は、締約国等の官庁に対し、その締約国に影響を及ぼす変更 たとえば、その締約国等を指定する国際登録の名義人の変更、名義人の氏名若しくは住所の変更、商品及びサービスの限定、その締約国に関する保護の放棄、若しくは国際登録の取消などを記録した場合、その旨を通報する。通常、そのような通報を受けた官庁は、（当該官庁が独自の目的の記録を更正する以外）何の手続も取る必要はない。

名義人の変更が効力を有しない旨の宣言

規則 27(4)(a) **51.01** 締約国等の官庁が、国際事務局より、その締約国に影響を与える国際登録の名義人に変更があった旨の通報を受けた場合、当該官庁は、そのような名義人の変更はその締約国等において何の効力も有しない旨の宣言をすることができる。そのような宣言ができるのは、名義を譲渡された者が、当該締約国等の法律のもと、標章を所有する資格を有しない自然人若しくは法人である場合である。又は、当該締約国の法律が、公衆を欺く虞れのある譲渡を認めていないという理由に基づき、そのような宣言をすることもできる（パラグラフ・67.01 も参照）。

規則 27(4)(b) **51.02** そのような宣言書には、その名義人の変更が効力を有しない

とみなされる理由、及びその根拠となる法律の条項を表示しなければならない。また、その決定に対して再審査若しくは抗告を申請することが可能か否かについても記述する必要がある。可能な場合には、名義人がその決定に対して異議を唱えたい場合に、いかなる手続を取ればよいのかを記す必要がある。

規則 27(4)(c) **51.03** 宣言書は、国際事務局に送達しなければならない。国際事務局は、宣言書を受け取ると、名義の変更の記録を求める申請書を提出した当事者（名義人若しくは官庁）及び新しい名義人にその旨を通報する。

規則 27(4)(d) **51.04** 名義人の変更が効力を有しない旨の宣言に対し、名義人が異議を唱えることを希望する場合、その名義人は、当該締約国等の官庁若しくはその他の関係当局に異議がある旨を申し立てなければならない。本件に関して最終決定が下された際には、その最終決定が名義人の異議申立ての後に下されたものであるか否かにかかわらず、国際事務局に必ず通報しなければならない。下された最終決定が、当該宣言を承認するというものである場合、国際事務局は、これを記録し、名義人の変更の記録を求める申請書を提出した当事者（名義人若しくは官庁）及び新しい名義人に通報する。

規則 27(4)(a)

規則 27(4)(e) **51.05** そのような宣言がもたらす効果により、当該締約国等に関する限りにおいては、問題となっている国際登録の名義人として、譲渡人の氏名が残されることになる。国際事務局は、再審査若しくは抗告が不可能な宣言がなされた、又はこのような宣言に対する最終決定が下された場合、それを国際登録簿に記録する。すなわち、そのような宣言の対象となる国際登録の一部を、別個の国際登録として、譲渡人の名義で記録するのである。

名義人の処分権の制限

規則 20(1) **52.01** 指定締約国等の官庁は、国際事務局に対し、ある国際登録の名義人がその名義を他の者に譲渡する権利は、その締約国の領域内に関するかぎり、制限されていると通報することができる。その際、通報には、制限に係る主要な事実、たとえば、名義人の資産の処分に関する裁判所の命令により、譲渡する権利が制限されているなどといった事実の概要のみを記載するのが望ましい。通報は簡潔で、国際登録簿への記録に適したものでなければならない。裁判所による判決の完全な写し、若しくは捺印証書を国際事務局に送るべきではない。

規則 20(2) **52.02** 官庁がそのような制限がある旨を国際事務局に通報していた場合で、のちにその制限が全面的若しくは部分的に解除されたときには、その旨を国際事務局に通報しなければならない。

規則 6(2) **52.03** その際の通信には、拒絶の通報に適用される言語の要件（44.07 参照）と同一の要件が適用される。そのため、英語又はフランス語以外の言語の書類を国際事務局に送付してはならない。

規則 20(3) **52.04** 53.01 から 03 で述べた情報が提示された場合、国際事務局はこれを記録し、名義人に通報を送る。

52.05 国際登録全体に関する処分権の制限の記録又は通報に関する一

一般的な規則はない。例えば、締約国等の本国官庁における法律手続の結果などがこれにあたる。

国内登録若しくは広域登録との代替

- 4条の2(1) **53.01** ある締約国等において効力を持つ国際登録の対象となっている標章が、それ以前に、同じ締約国等の官庁によって、同じ名義人の名義で、かつ同一の商品及びサービスについて登録されている場合、その国際登録は、その国内若しくは広域登録を代替したものとみなすことになる。
- 53.02** 当該規定の法的効果をどのように解釈するかは、それぞれの締約国の裁量に委ねられている。しかしながら、その締約国における名義人の権利は、その先の国内登録若しくは広域登録の日より発生しているとみなされるべきであると解される。これは、その国内登録若しくは広域登録によって取得されたすべての権利（たとえば、優先権の主張若しくは先使用によって生じた権利など）についてあてはまる。
- 4条の2(2) **53.03** 名義人は、当該官庁に対し、問題となっている国内登録若しくは広域登録が、これに相当する国際登録によって代替された旨を登録簿に記録するように申請することができる。この際、官庁は記録の手数料を徴収することができる。そのような申請をするための手続に関しては、それぞれの締約国等の法律の定めるところによる。しかしながら、そのような申請を受けた官庁は、必ず登録簿に必要な項目の記録をしなければならない。
- 規則 21 **53.04** また、官庁は国際事務局にも通報しなければならない。この際、通報には、関連する国際登録の番号、代替された国内登録若しくは広域登録の出願日及び番号、登録日及び番号及び（ある場合には）優先日、また、代替の対象となるのが一部の商品及びサービスのみの場合には、その商品及びサービスを表示しなければならない。国際事務局はこの情報を記録し、名義人に通報する。
- 53.05** 53.01 及び 02 で述べた効果は、自動的に生じるものである。53.03 及び 04 で述べた手続を踏むことによって、はじめて生じるものではない。

国際登録の効果の無効

54.01 締約国等の関係当局は、当該国で保護されている国際登録の効果が無効にすることができる。このような無効に係る手続、及び実体法は、その締約国の官庁によって登録されている標章に適用されるものと同じである必要がある。たとえば、標章の保護を撤回できるのは、名義人が、当該締約国等の標章の使用方法について規定した法律に従わなかったという理由に基づく場合、又は、標章が一般名称化したり、若しくは公衆を欺くようなものになったという理由に基づく場合、又は、（たとえば、第三者が起こした訴訟手続、若しくは侵害訴訟における反訴により）当初、当該指定を審査した際に、保護を拒絶すべきであったことが立証された場合などである。

54.02 無効の対象には、当該締約国において保護されている標章に係

- る商品及びサービスのすべて、また、一部のみとすることもできる。
- 5条(6) **54.03** 名義人にその権利の正当性を主張する機会を与えないまま、国際登録の効果が無効とする旨の宣言を行なうことはできない。本件を正しく検討し、的確な法的助言を受けられるようにするために、名義人が取り得る法的手続があれば、これらを通報することとなる。
- 54.04** 当初に保護を拒絶する場合とは異なり、官庁は、国際登録の効果が無効ならしめる法的手続が進められている最中に、国際事務局に通報する必要はない。
- 規則 19(1) **54.05** しかしながら、当該締約国の官庁は、国際登録の効果が無効とする決定が最終的なものとなった場合（すなわち、再審査若しくは抗告が不可能となった場合）には、その旨を国際事務局に通報しなければならない。その際、通報には以下に列挙する事項を表示しなければならない。
- 無効を宣言した機関（たとえば、当該官庁若しくはある特定の裁判所）、無効が宣言された年月日、及び当該決定に対する抗告が不可能であるという旨。
- 当該国際登録の番号及び名義人の氏名。
- 無効の対象にすべての商品及びサービスが含まれない場合には、関連する商品及びサービスのリスト（無効とされた商品及びサービスのリストでもよいし、依然として保護の対象に含まれる商品及びサービスのリストでもよい）
- 無効が宣言された年月日及び当該無効の宣言が効力を生じる年月日。
- 規則 19(2) **54.06** 国際事務局は、無効の通報を受けた場合、これをその通報に記載されていた情報とともに国際登録簿に記録する。次に、その国際登録の名義人に通報する。また、本国官庁がそのような情報の提供を希望する旨を国際事務局に通報していた場合には、その本国官庁にも通報する。（協定に基づく旧規則とは、この点において異なっている。旧規則では、無効の通報があった場合には、本国官庁に自動的に通報されることになっていた）

国際登録の更新

- 規則 31(3)-(4) **55.01** 国際登録の更新には、指定された締約国等の官庁は関与しない。更新は、完全に名義人及び国際事務局間の問題である。国際事務局は、締約国等の官庁に対し、その領域に効果を及ぼす国際登録が更新された場合、若しくは更新されなかった場合、その旨を通報する。
- 55.02** 国際登録が更新された（若しくは更新されなかった）旨を通報された官庁は、その官庁用の記録を修正する以外に何の手続も取る必要はない。

国内登録若しくは広域登録への変更

- 56.01** 国際登録の日より5年の期間が終了する以前に、その国際登録の基礎となった国内又は地域の出願若しくは登録が、何らかの理由で拒絶又は取り消された場合、本国官庁は、商品及びサービスのすべて、若しくは関連する商品及びサービスに関して、その国際登録の取消を要求するこ

とができる（18.01 から 13 参照）。この場合、国際事務局は、そのような取消により影響を受ける締約国等のすべてに通報する。

56.02 そのような取消の後、当該国際登録の名義人が、議定書に基づき指定した締約国の官庁に対し、同じ標章を出願した場合には、

当該国際登録が取り消された日より 3 ヶ月以内に出願がなされた、及び、

その出願において指定した商品及びサービスが、当該締約国等を指定した国際登録の対象となっていた商品及びサービスのリストに含まれているものであった、ときに限り、

その締約国は、当該出願を当該国際登録の日、若しくは（その締約国が指定されたのが国際登録の後であった場合には）事後指定の日になされたものとして取り扱わなければならない。また、その国際登録について認められた優先権もすべて認められるものとする。

56.03 この規定は、議定書の第 6 条(4)に従って本国官庁が出した申請により国際登録が取り消された場合、若しくはそのような申請により国際登録が取り消された範囲内においてのみ、適用される。これ以外の理由に基づき、国際登録が取り消された場合には、名義人はそのような変更を行なう権利を有しない。

56.04 そのような国内登録若しくは広域登録への変更を有効ならしめるための手続については、各々の締約国の裁量によって決定される。そのような出願に対しては、その官庁になされた国内出願若しくは広域出願に求められる要件をすべて満たすように求めることもできる。それらの要件のなかには、手数料に関する要件も含まれる。すなわち、出願料をはじめとする各種の手数料を全額支払うように求めることもできるということである。あるいは、特に当該官庁がその国際登録に関連して個別手数料をすでに受領しているという場合には、徴収する手数料を減額することもできる。

56.05 その締約国等が協定に基づき指定された場合には、国際登録を、その登録日若しくは事後指定の日を有効としたまま、国内出願若しくは広域出願へ変更することができるという規定は設けられていない。

[C 部へ続く]